2024 年度

東大入試問題研究会

〈日本史〉

2024 年

駿台予備学校

東大入試問題研究会（2024）

日本史

Ⅰ．今年度入試の特徴

(1) 分量

過去５年間の総字数の推移

年　度	総字数
2024 年度	660 字（22 行）
2023 年度	660 字（22 行）
2022 年度	630 字（21 行）
2021 年度	660 字（22 行）
2020 年度	660 字（22 行）

① 問題数

2024 年度は例年どおり４題構成。

② 総字数

総字数は 660 字（右表参照）。

③ 時間配分

地歴２科目で 150 分、1 科目 75 分程度。

従って例年、日本史の場合（４題構成）は１題平均 20 分弱で答案をまとめなければならない。１題 15 分以内で解答する訓練をしておく必要がある。

(2) 出題形式と出題内容

①形式

例年通り、４題で、すべて**論述問題**。リード文・参考文・史料・グラフ・図表・写真等を用いる例年の形式を今年度も踏襲している。

第１問は、**Ａ９世紀前半における太上天皇の政治的立場の変化について問う問題、Ｂ９世紀前半における天皇と官人との関係の変化について問う問題**である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

第２問は、**Ａ東大寺再建に用いられた技術の特徴について問う問題、Ｂ源頼朝の東大寺再建に対する協力について問う問題**である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

第３問は、**Ａ長崎やポルトガル船に対する幕府の政策の転換について問う問題、Ｂポルトガル船の来航禁止を大名に知らせた理由について問う問題**である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

第４問は、**Ａ1873～1916 年の小作地の比率の変化について問う問題、Ｂ1941～45 年の地主と小作農の収益配分の変化をもたらした政治的意図について問う問題**である。史料と図表を読解・熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

②時代

出題される時代については、第１問が古代、第２問が中世、第３問が近世、第４問が近近現代(近代・現代・近代と現代)というのが基本的パターンである。本年は、第１問は**古代(平安時代)**、第２問は**中世(鎌倉時代)**、第３問は**近世(江戸時代)**、第４問は**近代(明治～昭和戦前期)**であった。

③分野

第１問が「**太上天皇の政治的立場と天皇・官人の関係**」で**政治史**。第２問が「**東大寺再建と源頼朝の協力**」で**文化史・政治史**。第３問が「**江戸幕府の『鎖国』政策**」で**外交史**。第４問が「**寄生地主と小作農**」で**社会経済史**。

④難易度

第１問が「標準」、第２問が「標準」、第３問が「標準」、第４問が「標準」。前年度と比較し、総合的には、基本的な変化は見られなかったと言ってよい。各問題とも基本的知識を前提として活用できれば、参考文・年表などを用いて考察することにより、解答できる問題であり、**難易度は標準**といえる。

⑤内容

第１問

太上天皇の政治的立場と天皇・官人の関係を考察する問題である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

設問Ａは、９世紀前半における太上天皇の政治的立場の変化について問う問題である。

設問Ｂは、９世紀前半における天皇と官人との関係の変化について問う問題である。

(1)　大宝令によって，朝廷の位階や官職の仕組みが整えられたが，この仕組みは，要職を占める五位以上の官人が特権的な待遇を受けるものであった。彼らの多くは，古くから天皇に奉仕してきた畿内の有力氏族であった。

参考文（１）からは、大宝令によって、朝廷の位階や官職の仕組み、すなわち、律令国家の官僚機構が整備されたこと、及び、官位相当制により、五位以上の官人である貴族が重要な官職につき、特権的な待遇を受けたことを確認する。

その上で、重要な官職に就任した貴族が、古くから天皇に奉仕してきた畿内の有力氏族であったことから、大王（のち天皇）から姓という称号を与えられたヤマト政権の有力氏族が自ら律令制度を導入し、律令の編纂や戸籍の作成を行い、律令国家において、高い位階を得て、重要な官職につき、上級の官僚として政務を担ったことを想起する必要がある。

４世紀中頃には、豪族の共通の意識のもとに作り出された墓制である古墳が、東北地方南部まで波及していることから、この時期には、近畿地方を中心とする首長の政治連合として成立したヤマト政権が、東日本の広大な地域を勢力下に置いたと考えられている。

ヤマト政権は、氏姓制度と称される身分秩序を基礎とし、大王家を中心に、氏と呼ばれる中央・地方の豪族を支配体制に組み込んだ。氏姓制度は、血縁を中心に構成された同族集団である氏に対し、大王が、臣・連・君などの姓と呼ばれる称号を授与することによって成立していた。臣は地名を氏の名とした蘇我など近畿の有力豪族へ、連は大伴・物部のように軍事などの特定の職掌を氏の名とした豪族へ、君は有力地方豪族に授与された。また、国政を担う大臣と大連は、蘇我氏や大伴氏など臣・連の姓を大王から与えられた氏の最有力者が就任した。

唐の成立・拡大、及び、唐と連合した新羅の強大化など、７世紀の東アジアは激動期を迎えた。このような国際的情勢を背景に、645 年の乙巳の変を契機とする大化の改新と呼ばれる改革が行われた。これ以降、７世紀後半は律令国家の建設期となり、天智朝における近江令と庚午年籍、天武・持統朝における飛鳥浄御原令と庚寅年籍など、律令の編纂と戸籍の作成が行われ、701 年、文武朝において大宝律令が制定され、奈良時代は律令国家の完成期となった。

ヤマト政権の氏姓制度と称される血縁を基礎とする支配機構に対し、律令国家においては、法に基づく官僚機構と戸籍・計帳に基づく人民支配（籍帳支配）を基礎とする支配機構が構築された。

二官八省一台五衛府といわれる中央官制が整備されたが、二官とは、神祇行政を司る神祇官と、律令政府の最高行政機関であり政務全般を司る太政官のことで、八省とは、太政官の下で職務を分掌する中務省（詔書起草）・式部省（大学）・治部省（儀式・仏事・外交）・民部省（戸籍・租税）・兵部省（軍事）・刑部省（裁判）・大蔵省（財政）・宮内省（宮中事務）のことである。また、一台とは官吏を監察する弾正台、五衛府とは宮城などを警備する衛門府・左右衛士府・左右兵衛府を意味する。

ヤマト政権における氏姓制度は、血統に基づく支配で、権力の移譲は世襲によって行われ、地位は継承された。一方、律令国家における律令制度は、法に基づく官僚機構と、戸籍・計帳による人民支配（籍帳支配）を根幹とした。

律令国家の官僚機構は、官位相当制に基づき整備された。位階とは、律令国家の官僚である官人としての序列を示す等級のことである。正一位から少初位下までの 30 階の等級があり、氏に与えられる姓と異なり、個人に授与され、能力に応じて昇進も可能であった。一方、官職とは、太政大臣・左大臣・右大臣・参議などの律令国家における官人としての役職のことである。官人は、官位相当制の下、位階が昇進すると、それに応じた重要な官職に就任した。五位以上の位階を持つ者は貴族と呼ばれ、位階では三位以上、官職では太政大臣・左大臣・右大臣と大納言・中納言及び参議の者は公卿と称された。

律令国家建設期の天武天皇の時代に始まった歴史の編纂事業は、奈良時代になり完成し

た。712 年に成立した『古事記』は、天武天皇が『帝紀』・『旧辞』に基づいて稗田阿礼に誦習させた内容を、持統天皇、文武天皇の後に皇位を継承した元明天皇の時に太安万侶に筆録させたもので、神武天皇（実在は否定されている）から推古天皇までの歴史を、「国生み」や「天孫降臨」などの神話によって叙述している。また、720 年に成立した『日本書紀』は、舎人親王を中心に編纂され、神代から持統天皇までの歴史が、中国の歴史書における「本紀」の体裁にならい、漢文の編年体で叙述されている。これらのことは、律令国家の支配層である藤原氏などの貴族が、律令国家や自らの支配の正当性を示すために、天照大神から「万世一系」で皇位を継承するとした、天皇の統治の「正統性」を掲げた神話を根拠としていたことを明らかにしている。すなわち、律令国家や貴族は、支配の根拠を天皇の神話力に依存していたのである。

(2) 孝謙天皇は，758 年に淳仁天皇に譲位したが，しばらくして淳仁天皇と対立すると，国家の大事は孝謙太上天皇が自らおこなうことを宣言した。これを不満とする藤原仲麻呂が反乱を起こすと，孝謙太上天皇はこれを鎮め，ついで淳仁天皇を廃して再び天皇となった。

参考文（２）からは、淳仁天皇と対立した孝謙太上天皇が、国家の大事は自らが行うと宣言したこと、及び、これを不満とする藤原仲麻呂の反乱を鎮圧して、淳仁天皇を廃し、重祚して称徳天皇となったことを読み取ることが求められている。

その上で、令の規定では、太上天皇は天皇と同等の権限を有し、天皇と同様に政治に関与することもあったこと、そのような政情においては、太上天皇と天皇が対立して争う事例があったことを確認することが求められている。

孝謙天皇の時代は、藤原武智麻呂の子で、南家の藤原仲麻呂が、光明皇太后の信任を受けて政界で勢力を拡大していった。757 年、藤原仲麻呂は、祖父の藤原不比等の事績を顕彰し、自らの権威を高めるために、大宝律令に代えて、藤原不比等が 718 年に制定した養老律令を施行した。このような動きに反発する橘諸兄の子である橘奈良麻呂らが、藤原仲麻呂の排除を図って謀議していることが発覚すると、橘奈良麻呂は捕らえられ殺された。また、この事件に連座した橘氏や大伴氏などの貴族が多数処刑された。

この橘奈良麻呂の変の翌年、藤原仲麻呂は、姻戚関係（仲麻呂の長男の未亡人の夫）があり、自らが庇護していた皇族を、淳仁天皇として擁立した。そして、淳仁天皇から恵美押勝の名前を与えられた。

光明皇太后が死去すると、藤原仲麻呂は、その勢力を喪失していく一方、孝謙太上天皇は、道鏡を寵愛するようになっていった。そして、仲麻呂、及び、仲麻呂が擁立した傍系皇族出身の淳仁天皇と、道鏡への寵愛を強める、聖武天皇を父・藤原光明子を母に持つ孝謙太上天皇との対立が深まっていった。

764 年、藤原仲麻呂は、挙兵して敗死した。この藤原仲麻呂の乱（恵美押勝の乱）の後、

淳仁天皇は廃されて淡路に流され、孝謙太上天皇は重祚して称徳天皇となった。このように、奈良時代の太上天皇と天皇の対立は、天皇の廃位という形で決着したのであった。

⑶ 平城天皇は，809 年に嵯峨天皇に譲位したが，しばらくすると平城京に遷って国政への意欲を強めたため，政治的混乱が生じた。嵯峨天皇は，兵を動かして混乱をおさめ，平城太上天皇は自ら出家した。そののち嵯峨天皇は 823 年に淳和天皇に譲位すると，内裏から離宮に居所を移して隠棲した。

参考文（３）からは、809 年に嵯峨天皇に譲位した平城太上天皇は、平城京に遷って国政への意欲を高めたため、平城太上天皇と嵯峨天皇による「二所朝廷」といわれた政治的混乱が生じたこと。810 年、平城太上天皇が藤原薬子らと図り、平城京への再遷都や重祚を計画して、嵯峨天皇に鎮圧されたこと。この平城太上天皇の変（薬子の変）の後に平城太上天皇が出家したこと。823 年、淳和天皇に譲位した嵯峨天皇が、内裏から離宮に居所を移して隠棲したこと、を読み取ることが求められている。

その上で、平安初期にも、天皇と同様な権限を有する太上天皇が、天皇と対立するという事態が発生し、それが平城太上天皇の変に帰結したこと。平城太上天皇の変の後、譲位した太上天皇は政務に関与しなくなったことを考察することが要求されている。

809 年４月、桓武天皇の子の平城天皇は、病気のため、弟の嵯峨天皇に譲位したが、太上天皇として、天皇と同様の権限を持ち、その権威と権力は維持していた。そして、同年 12 月、平城太上天皇は、寵愛していた藤原種継の娘である式家の藤原薬子や、その兄の藤原仲成ら多くの官人を伴って旧都である平城京に遷った。

810 年、平城京に再遷都しようとする平城太上天皇と嵯峨天皇の対立は深まり、「二所朝廷」といわれる政治的混乱を生じさせた。その際、嵯峨天皇は、天皇の秘書官として機密文書を扱う令外官である蔵人を置き、その長官である蔵人頭に巨勢野足と北家の藤原冬嗣を任じて迅速に対処した。両者の対立は嵯峨天皇の勝利に終わり、藤原仲成は射殺され、藤原薬子は自殺し、兵を率いて東国に入ろうとした平城太上天皇は失敗して出家した。

平城太上天皇の変は、藤原氏内部においては、式家が没落して北家が隆盛する要因となった。また、嵯峨天皇の時に設置された蔵人や検非違使のような令外官の権限の強大化の契機ともなった。平城太上天皇の変を機に、嵯峨天皇の代からは、譲位した太上天皇は政務に関わらない定めとなったが、嵯峨上皇の存在は大きく、嵯峨上皇の死に際して、842 年、承和の変が起こり、969 年の安和の変まで続く、藤原北家の他氏排斥が始まった。

⑷ 平安京に遷都して以降，官司の統廃合が積極的におこなわれたほか，大学の制度を改変して学問を奨励し，優秀な者は家柄によらず中央や地方の要職に採用するなど，令制に定められた官人制度の改革がおこなわれた。

参考文（４）からは、平安時代初期、官司の統廃合が積極的に行われたこと、大学の制度を改編して学問が奨励されたこと、優秀な人材は家柄によらずに中央・地方の要職に採用されたことなど、令制に定められた官人制度の改革が行われたことを読み取ることが求められている。

その上で、平安時代初期の律令国家再建期には、官僚機構・政治機構の改革が進んだこと。唐文化の影響を強く受けた弘仁・貞観文化の時期には、貴族たちも唐文化を消化し得る段階に達し、唐の文章経国思想も深く浸透したこと。そのため、文学・学問に優れた文人官僚が登用されるようになるなど、官僚制度の改革も行われたこと、を考察することが要求されている。

桓武天皇は、794 年に平安京に遷都するとともに、律令国家の再建を図り、積極的に政治改革を行った。国司の不正を防止するために令外官である勘解由使を設置し、唐の衰退など東アジア情勢が緩和したことを背景に、徴兵制の軍団兵士制を廃止し、郡司の子弟や有力農民などで編成される、少数精鋭の志願制の健児制を採用した。

桓武天皇の子である平城天皇やその弟の嵯峨天皇も、桓武天皇の政治改革の方針を継承した。平城天皇は、令で規定された官司の整理・統合を積極的に行い、財政負担の軽減を図った。

嵯峨天皇も、前述したように蔵人や検非違使などの令外官を設置し、弘仁格式を編纂させた。格は律・令の補足・修正のための法や追加法で、式は律・令・格の運用のための施行細則のことである。この弘仁格式と、清和天皇の時の貞観格式、醍醐天皇の時の延喜格式をあわせて、三代格式と総称される。

平安時代初期、９世紀を中心とした文化を弘仁・貞観文化とよぶ。白鳳文化は初唐文化、天平文化は盛唐文化の影響を受けたが、弘仁・貞観文化は、律令国家の貴族層が唐文化を消化した段階に達したと見ることができる。文芸を中心に国家の繁栄を図る文章経国思想とよばれる唐の思想も浸透し、漢文学が発展し、814 年には、嵯峨天皇の命で、日本初の勅撰漢詩集である『凌雲集』が編纂された。このような文化の中で、貴族層には教養として漢詩文を作ることが重視され、文人官僚が採用された。

弘仁・貞観文化の時代の政治においては、文章経国思想の浸透や、律令国家の官僚機構の整備を背景に、家柄を問わず能力により、文学や学問に長じた文人官僚が登用され優遇されるようになった。そのような風潮の中で、貴族となった有力な氏族たちも、藤原氏の勧学院、橘氏の学館院などのような、大学で学ぶ氏族の子弟のための学生寮である大学別曹を設けて、子弟を有能な官僚に養成するため、子弟の教育に努めた。

そのため、承和の変以降、しだいに太政官の上層の公卿は藤原北家や嵯峨源氏が占めるようになり、やがて、藤原北家の他氏排斥の渦中で、阿衡の紛議における橘広相や、昌泰の変における菅原道真のように、有能な文人官僚は排斥されていった。そのような中で、天皇の個人的な能力とかかわりなく、貴族による官僚制が機能するようになり、藤原北家

を中心とする摂関政治が確立していった。

唐においては、科挙合格者による官僚制が発達し、しだいに貴族層は没落していたので、皇帝は、貴族を通さず、直接的に官僚を統括し、その専制的支配力を強めた。一方、日本の摂関政治などに見られる傾向は、子弟を優秀な官僚として養成した藤原北家などの有力な貴族が、文人官僚を排斥し、律令国家の高位高官を独占した。そのため、日本においては、唐のように皇帝が直接的に統括できる官僚層を養成できなかったので、天皇は中国の皇帝のような専制的な支配を行うことは出来なかった。

⑸　嵯峨天皇の弘仁年間(810～823)には，平安宮の諸門の呼び名が中国風に改められた。また中国唐の儀礼を参考に朝廷の儀礼を整え，『内裏式』などの儀式書が編纂された。このとき，天皇に対する拝礼の作法が，日本の古い習俗を起源とするものから中国風のものに改められた。

参考文（５）からは、嵯峨天皇の治世において、平安宮の諸門の名称が中国風に変更されたこと、朝廷の儀式も唐風に整備されたこと、儀式書が編纂されたこと、天皇に対する拝礼が、中国風のものに改められたことを確認することが求められている。

その上で、嵯峨天皇により『内裏式』が編纂され、儀礼の唐風化も進み、天皇の即位式も中国的儀式に変化し、朝廷や天皇を支える神話の力が失われていったことを想起し、氏族が天皇に奉仕する関係も喪失していったことを考察することが要求されている。

嵯峨天皇の治世には、蔵人や検非違使が設けられ、弘仁格式も編纂され法制の整備が進展したことは前述した。また、嵯峨天皇は、儀礼の唐風化を進め、多くの儀礼や平安宮の諸門など様々な施設や建築の名称も唐風に変更していった。内裏の建築の名称が唐の長安城に倣って改称され、ヤマト政権の軍事を担う氏族の名称がつけられた平安宮の諸門の名称も廃止されて唐風に変更されていった。天皇の衣服も、神事の際を除いて、中国皇帝と同様の黄色とし、官人の服の色も中国風に変えた。このような、唐風化の推進に伴い、『古事記』や『日本書紀』を用いて天皇による支配の「正統性」を支えていた神話の力は喪失していった。

嵯峨天皇の命で、「文章は経国の大業」と序文に書かれた、日本初の勅□漢詩集である『凌雲集』が編纂され、同様に勅□漢詩集である『文華秀麗集』も編まれた。そして、官僚機構が整備される中、文人官僚もその能力を発揮して重用された。しかし、842 年、嵯峨太上天皇の死に際して発生した承和の変以降、藤原北家・嵯峨源氏・橘氏などの有力な貴族が文人官僚を排斥し、太政官の公卿など律令国家の要職を独占していった。それにともない、文章経国の意識も希薄になっていった。

＜解答の作成＞

解法をまとめると、

設問Ａは、

①奈良時代までの「太上天皇の政治的立場」については、参考文（２）から、国家の大事は自ら行うと宣言した孝謙太上天皇が、対立する淳仁天皇を、764 年の藤原仲麻呂の乱の後に廃した事例を確認する。また、参考文（３）から、国政への意欲を強めた平城太上天皇が、嵯峨天皇と対立して政治的混乱が生じた事例を確認する。これらのことから、令の規定により、太上天皇は、天皇と同様の権限を有し、天皇と同様に政治に関与したことを考察する。

②「９世紀前半」に「大きく変化」した「太上天皇の政治的立場」については、参考文（３）から、嵯峨天皇が、810 年、兵を動かして平城太上天皇の変（薬子の変）を鎮圧し、平城太上天皇は自ら出家した事例を確認する。また、823 年に淳和天皇に譲位した嵯峨天皇は、内裏から離宮に居所を移して隠棲した事例を確認する。これらのことから、「９世紀前半」の嵯峨天皇の譲位後は、太上天皇は政務に関与しないようになり、「太上天皇の政治的立場」が、それ以前とは「大きく変化した」ことを考察する。

設問Ｂは、

①「奈良時代まで」の官人については、参考文（１）から「大宝令」に基づき、律令国家の「要職を占める五位以上の官人」であることを確認する。また、「奈良時代まで」の「天皇と官人との関係」については、「要職を占める五位以上の官人」の多くが、「古くから天皇に奉仕してきた畿内の有力氏族」であったことを確認する。その上で、天皇に奉仕してきたヤマト政権の有力氏族が、大化の改新以降、律令制度を導入し、律令国家において、五位以上の位階を持つ貴族となり、官位相当制の下で重要な官職につき、天皇に奉仕していたことを考察する。

②「９世紀前半」における官人の「変化」については、参考文（４）から、官司の統廃合、学問の奨励、優秀な人材の登用など官人制度の改革が行われたことを確認する。その上で、文章経国思想が浸透し、官僚機構が整備される中、学問や文学に優れた文人官僚が登用されたことや、藤原氏などの貴族も、大学別曹を設置し、子弟を官僚として養成したことを考察する。

③「９世紀前半」における「天皇と官人との関係」の「変化」については、参考文（４）から、天皇の力と関係なく官僚機構が機能するようになってきていることを読み取り、参考文（５）から、嵯峨天皇の治世において、平安宮の諸門の唐風への改称、中国の儀式を参考にした朝廷儀礼の整備、『内裏式』などの儀式書の編纂が行われ、このとき、天皇に対する拝礼の作法も、日本の古い習俗を起源とするものから、中国風のものに改められたことを確認する。その上で、儀礼が唐風化される中、天皇の力と関係なく官僚機構は機能し、儀礼の唐風化と相俟って天皇の神話力は失われ、氏族が天皇に奉仕する関係も喪失したことを考察する。

＜解答の骨子＞

上記の内容を踏まえ、解答の骨子を示してみよう。

設問Ａは、太上天皇は天皇と同様の権限を持ち、天皇との対立も生じたが、嵯峨天皇譲位後は政務に関与しなくなったことを述べればよい。

設問Ｂは、奈良時代、ヤマト政権の有力氏族が貴族となり天皇に奉仕したが、9 世紀前半、官僚機構の整備、儀礼の唐風化により天皇の神話力が失われると、氏族が天皇に奉仕する関係も喪失したことを述べればよい。

第２問

東大寺再建と源頼朝の協力を考察する問題である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

設問Ａは、東大寺再建に用いられた技術の特徴について問う問題である。

設問Ｂは、源頼朝の東大寺再建に対する協力について問う問題である。

(1) 朝廷は，1180 年に焼失した東大寺の再建を，人々から広く財物の寄付を集めておこなうこととした。その責任者に任じられた重源は，宋に渡った経験もあった。

参考文（１）からは、朝廷が東大寺再建にあたること、その際、寄付を集めて再建を行うこと、その責任者に入宋経験のある重源が任じられたことを読み取ることが求められている。

その上で、東大寺再建の背景には、治承・寿永の乱の中で、1180 年、平重衡による南都焼打ちの際、平氏政権と対立する東大寺や興福寺が焼き払われたことを想起する。また、復興に際しては、朝廷から勧進上人に選ばれた重源が、寄付を集め東大寺再建に尽力したという基本知識を確認する必要がある。

源平争乱ともいわれる治承・寿永の乱は、1180 年の以仁王と源頼政の挙兵から、1185 年の壇の浦の戦いでの平氏滅亡までの長期にわたる戦乱のことである。その過程で東大寺焼打ちが行われた。

1177 年、後白河法皇の近臣らが鹿ケ谷の陰謀といわれる平氏打倒の密議を行って処罰された。1179 年、平清盛は、後白河法皇を鳥羽殿に幽閉して院政を停止し、貴族たちを処分して律令政府の重要な官職を独占化した。翌 1180 年、清盛は、娘の平徳子（建礼門院）と高倉天皇の間に生まれた安徳天皇を即位させ、天皇の外戚として権勢をふるった。しかし、平氏政権の専制的支配は、特権を奪われた院や貴族や寺社の反発を生み、貴族化・荘園領主化した平氏への地方武士の不満を高めていった。

同 1180 年、後白河法皇の皇子である以仁王は、源頼政と共に、平氏政権に抗して挙兵した。挙兵は失敗して以仁王と源頼政は討たれたが、平氏打倒を掲げる以仁王の令旨は諸国

の武士に伝えられた。

同年８月の石橋山の戦いは、伊豆に配流されていた源頼朝が北条時政と共に挙兵したが、平氏方に敗れた合戦である。頼朝は、房総半島に逃れ、その後、鎌倉に入り拠点とした。

同年 10 月の富士川の戦いは、駿河国の富士川で源頼朝・甲斐源氏の武田信義らが、清盛の嫡孫である平維盛と対峙した合戦である。『吾妻鏡』や『平家物語』などによると、飛び立った水鳥の羽音を大軍の来襲と驚愕した平氏の軍勢は、戦うことなく総崩れとなって敗走したと言われている。

同年 12 月の南都焼打ちは、平清盛が、５男の平重衡に命じ、平氏政権に反抗する総国分寺である東大寺や藤原氏の氏寺である興福寺など、奈良の仏教寺院を焼打ちさせた事件のことである。

⑵　重源は，後白河院から庶民に至る広範な人々に寄付をよびかけた。これを受けて藤原秀衡は奥州産の金の寄付を約束し，源頼朝は米や金，絹など，たびたび多額の寄付をおこなった。

参考文（２）からは、重源が後白河上皇から庶民に至るまで広範な人々に寄付を呼び掛けたこと、藤原秀衡が金の寄付を約束し、源頼朝も多額の寄付を行ったことを読み取ることが求められている。

その上で、重源が各地を巡り、各層の広範な人々から、東大寺再建のための金品を募る、勧進といわれる行為を行っていた基本的事項を確認する。また、当時は藤原秀衡の下、奥州藤原氏が東北地方に大きな勢力を築いていたことを想起し、東国武家政権の構築に着手し、鎌倉幕府の確立過程にある源頼朝が、公武二元支配が未だ存在する中、奥州藤原氏に対抗して、朝廷の造営事業である東大寺再建に対し、多額の寄付を行ったことを考察することが求められている。

⑶　大仏の鋳造は当初，技術者不足で難航していたが，重源は，宋から来日していた商人で，技術にも通じていた陳和卿を抜擢し，これを成功させた。また伽藍の造営には大仏様とよばれる建築技法が用いられた。

参考文（３）からは、重源が、宋から来日していた技術に通じた商人の陳和卿を抜擢して難航していた大仏の鋳造を成功させたこと、伽藍の造営には、大仏様といわれる建築様式が導入されたことを読み取ることが求められている。

その上で、「東大寺再建に用いられた技術の特徴」の背景としては、入宋経験のある重源が採用した陳和卿が宋の商人でもあったことから、当時、日宋貿易が盛行しており、僧侶や商人の日本と宋との往来が盛んに行われていたことを考察することが要求されている。また、そのような中で採用された大仏様が、宋から導入された建築技法であったという基本的事項を確認する必要がある。

なお、日宋貿易について説明を加えよう。遣唐使が中絶した後も，日唐間の民間貿易は続き、907 年に唐が滅亡し、やがて、960 年に宋（北宋　960～1127、南宋　1127～1279）が成立しても、国交はなかったものの、日宋間の民間貿易は行われた。平清盛は、大輪田泊を修築するなど日宋貿易に尽力し、その利益は、平氏政権の重要な財源となった。また、安芸灘から呉湾に通じる瀬戸内海の主要航路となる水路である音戸の瀬戸も、平清盛が開削したと伝えられる。

鎌倉時代になっても日宋貿易は継続され、宋銭が流入し、中世日本における貨幣経済の進展に寄与した。また、入宋した重源が勧進上人として東大寺再建を担い、重源が重用した宋の工人・陳和卿の技術が大仏の鋳造に用いられ、重源が採用した、大仏様といわれる宋の建築様式が東大寺南大門の造営に用いられた。

僧侶の日宋間の往来も盛んで、入宋した栄西は臨済宗を、道元は曹洞宗を伝えた。また、臨済宗の僧侶である蘭渓道隆が渡来して５代執権北条時頼の帰依を受けて建長寺の開山になったり、無学祖元が渡来して８代執権北条時宗の帰依を受けて円覚寺の開山になったりした。日宋貿易においては、日本からは金や刀剣などが輸出され、宋（南宋）からは宋銭・陶磁器などが輸入された。

⑷　1191 年，頼朝は周防国で伐り出された材木を翌年中に東大寺に運搬するよう，西国の地頭に命じた。さらに 1194 年には，畠山重忠や梶原景時ら有力御家人たちの責任で仏像や伽藍を造営するよう命じた。

参考文（４）からは、源頼朝が、西国の地頭に対して、周防国で伐り出された材木を東大寺に運搬するように命じたこと、有力御家人に対しては、自分たちの責任で仏像や伽藍を造営するように命じたことを読み取ることが求められている。

その上で、源頼朝の東大寺再建への協力が、参考文（２）で見た多額の寄付のほかに、頼朝の命で、地頭や有力御家人に造営作業を課したことを確認することが求められている。一方、「頼朝の権力のあり方」については、朝廷より守護・地頭の設置を認められた頼朝が、御家人と主従関係を結んだことを想起する。その際、頼朝が、直臣である御家人に対し、御恩として地頭職を補任し、奉公として関東御公事といいわれる、東大寺造営などの修造役を担わせたことを考察することが求められている。

「頼朝の権力のあり方」について説明すると、源頼朝に 見参（けざん） して 名簿（みょうぶ） を提出し、御恩と奉公の主従関係を結んだ直臣を御家人という。職とは、職務に伴う土地からの収益権のことだが、御恩は主に地頭職補任の形をとる。すなわち、地頭職補任とは、土地そのものを与えるのではなく、将軍が御家人を地頭に任命し、地頭職という、地頭としての権利を与えることである。

すなわち、源頼朝は、御家人として家臣化した、開発領主の子孫、あるいは元開発領主であった荘官の持つ、私的で不安定な荘官職を、公的で安定した地頭職として補任すると

いう形をとって主従関係を結んだのである。これが典型的な御恩である本領安堵を意味する。また、戦功などにより新たな所領や所職が与えられることを新恩給与という。

一方、御家人の奉公としては、内裏などの警固役である京都大番役、鎌倉幕府の警固役である鎌倉番役などの番役、緊急事態の「いざ鎌倉」など戦時に出陣・参戦する軍役、修造役である関東御公事がある。

＜解答の作成＞

解法をまとめると、

設問Ａは、

①「東大寺再建の背景」として、参考文（１）から、東大寺が「1180 年に焼失した」事態は、治承・寿永の乱の過程における、平重衡による東大寺焼打ちによってもたらされたものであると確認する。

②「東大寺再建に用いられた技術の特徴の背景」として、参考文（１）から、勧進を行う責任者の重源が入宋した僧であったこと、参考文（３）から、日宋貿易の盛行、僧侶や商人の日宋間の往来が盛んであったことを読み取り、これらの事項が、宋の技術の日本への導入の背景となることを考察する。

③「東大寺再建に用いられた技術の特徴」として、参考文（３）から、大仏の鋳造に関しては、宋の工人・商人である陳和卿のもたらした技術が用いられ、東大寺の伽藍の造営には、大仏様といわれる豪放で雄大な趣を持った宋の建築様式が導入されたことを考察する。

設問Ｂは、

①「源頼朝の東大寺再建への協力」としては、参考文（２）から、源頼朝が、奥州藤原氏との対抗上、朝廷の行う国家的な造営事業である東大寺再建に対し、米・金・絹など多額の寄付を行っていたことを考察する。また、参考文（４）から、頼朝が、西国の地頭や畠山重忠・梶原景時ら有力御家人に対し、東大寺再建への協力を命じていることを読み取る。

②「頼朝の権力のあり方」としては、東大寺再建の時期は、源頼朝が東国政権を構築する、鎌倉幕府の確立過程であったことを想起し、御家人と主従関係を結んだ頼朝が、直臣である御家人に対し、御恩として地頭職を補任し、奉公として東大寺造営などの修造役を担わせたことを考察する。

＜解答の骨子＞

上記の内容を踏まえ、解答の骨子を示してみよう。

設問Ａは、東大寺再建には、日宋貿易の盛行を背景に、宋の技術や建築様式が用いられたことを述べればよい。

設問Ｂは、源頼朝は、奥州藤原氏との対抗上、東大寺再建に多額の寄付を行うとともに、御家人に対し、奉公として東大寺の修造を担わせたことを述べればよい。

第３問

江戸幕府の「鎖国」政策について考察する問題である。参考文を熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

設問Ａは、長崎やポルトガル船に対する幕府の政策の転換について問う問題である。

設問Ｂは、ポルトガル船の来航禁止を大名に知らせた理由について問う問題である。

まず、江戸時代の外交について概観しておこう。

＜江戸時代の日明関係と出会貿易＞

徳川家康は、朝鮮（1392～1910）や琉球（1429～1879）を介して明との国交回復を交渉したが、明から拒否された。明は海禁政策を継続させていたので、貿易は制限されていたが、明の商船が平戸などに来航することはあった。また、日本の朱印船（海外渡航許可証である朱印状を持参した船）と明の商船が、台湾や東南アジアの港で交易する出会貿易も行われた。

明は、北虜南倭（北からのモンゴル、南からの倭寇の攻撃）に苦しみ衰退し、さらに、朝鮮への援軍は財政を逼迫させていた。重税と飢饉のために各地に反乱がおこり、1644 年、李自成の反乱軍に北京を占領され、明は滅亡した。

＜江戸時代の海禁政策と日清関係＞

1639 年のポルトガル船の来航禁止から、1854 年の日米和親条約に基づく開国までを「鎖国」体制と呼ぶことがあるが、一種の海禁政策であって、江戸時代の日本が実際に完璧な鎖国をしていたわけではない。1801 年、ニュートンの力学・天文学などを紹介した『暦象新書』の著者でも知られる洋学者の志筑忠雄が、オランダ商館のドイツ人医師ケンペルの『日本誌』の一部を『鎖国論』と題して翻訳した。そこから、「鎖国」というキャッチーな語が広く用いられるようになったので様々な誤解が生じている。

江戸幕府は、キリスト教の禁教政策や貿易統制のために、日本人の海外渡航・帰国を禁じ、特定の国家や民族以外との国交や貿易を閉ざす海禁政策をとった。江戸幕府と国交を持った国は、後に通信国と位置付けられた。通信国は、朝鮮と琉球で、両国は中国（明のち清）に朝貢して冊封を受けていたが、朝鮮からは、将軍代替わりごとに通信使が派遣され、琉球からは将軍代替わりごとに慶賀使、琉球国王即位ごとに謝恩使が派遣された。

日本は、明・清に国交を求めたが拒否されたので、中国とオランダとは国交を持たず交易だけを行う通商国と位置付けられた。1689 年、幕府は、長崎郊外に清人居住区として唐人屋敷を設けた。

一方、1641 年、幕府は、オランダ商館を、平戸から長崎の出島に移転させたが、オランダ商館は公的な外交施設ではなく、オランダの東インド会社日本支店であった。また、カ

ピタン（甲比丹）と呼ばれたオランダ商館長は、東インド会社日本支店長であり、毎年、江戸に参府して将軍に拝謁することが義務付けられた。また、オランダ船が長崎に入港するたびに、オランダ商館長は、幕府に対し、オランダ風説書と呼ばれる海外事情報告書を提出した。

中国では明が滅亡し、中国東北部から起こった満州民族（女真人）の清（1616～1912、1636 年に後金が国号を清と改称）が成立したが、明清交替の動乱がおさまると長崎での貿易額が増加していった。1685 年、５代将軍徳川綱吉は、輸入増加による銀の流出をおさえるため、定高貿易仕法を制定し、年間の貿易額を銀換算で、オランダ船は 3000 貫、清船は 6000 貫に制限した。

また、６代将軍徳川家宣・７代将軍徳川家継の侍講であった新井白石は、長崎貿易による金銀流出防止を目的に、1715 年、海舶互市新例を発して、清船は年間 30 隻、銀高にして 6000 貫、オランダ船は２隻、銀高 3000 貫に定め、長崎貿易を制限した。

一方、10 代将軍徳川家治の側用人から老中になった田沼意次は、長崎貿易を奨励して俵物や銅を輸出して金銀の流入を図った。蝦夷地を産地とする俵物は、中華料理の食材となったので通商国である清への輸出品となった。

⑴　1633 年，幕府は，長崎へ赴く奉行に命令書を出した。その第 1 条～第 3 条は，奉書船以外の海外渡航禁止，日本人の海外渡航禁止，海外在住 5 年以上の日本人の帰国禁止を規定し，第 6 条～第 16 条は，長崎に来るポルトガル船とその貿易に関わる諸規定であった。

参考文（１）からは、1633 年に幕府から長崎に赴く奉行に出した命令書には、奉書船以外の海外渡航禁止などとともに、長崎に来航するポルトガル船やポルトガルとの貿易に関する多くの規定があったことを読み取ることが求められている。

その上で、禁教政策が進むなか、江戸幕府が、カトリックのキリスト教国であるポルトガルとの外交や貿易を限定していく方向性を持っていることを考察することが要求されてい

⑵　1634 年には，前年と同一内容の命令書が出された。この年から長崎では，貿易に従事するポルトガル人を収容する施設として出島の築造が開始され，1636 年，彼らは出島に移された。

参考文（２）からは、1634 年に前年と同様の命令書が出されたこと、同年、ポルトガル人を収容する施設として長崎で出島の築造が始まり、1636 年にポルトガル人が出島に移されたことを読み取ることが求められている。

⑶　1635 年の命令書は，第 1 条～第 3 条で，日本船と日本人の海外渡航禁止，海外在住日本人の帰国禁止を規定した。第 6 条～第 16 条は，前年までとほぼ変わりがなかった。1636 年の命令書には，長崎の町に残っていたポルトガル人の血縁者を追放する規定が追加されたが，来航ポルトガル船とその貿易に関わる諸規定は前年と変わりがなかった。

参考文（３）からは、1635 年、日本船と日本人の海外渡航禁止、海外在住日本人の帰国禁止が規定され、翌 1636 年、長崎に残っていたポルトガル人の血縁者を追放することが規定されたことを読み取るとともに、1635 年には、中国船の寄港を長崎に限定したことも想起することが求められている。

⑷　島原の乱(島原・天草一揆)鎮圧後の 1638 年から翌 1639 年にかけて，幕府は，江戸参府中のオランダ商館長に対して，ポルトガル人が日本にもたらしているような商品を，オランダ人は供給することができるかと複数回尋ねた。

参考文（４）からは、島原の乱（島原・天草一揆）の鎮圧後、幕府はオランダ商館長に対し、ポルトガル人が日本にもたらしている商品を、オランダ人が日本に供給することが可能かどうかを複数回にわたり質問していたという事実を確認することが求められている。

その上で、まず、ポルトガル人が日本にもたらしている商品が、日明間の中継貿易を行うポルトガルから輸入している白糸（中国産高級生糸）であることを想起する。つぎに、島原の乱（島原・天草一揆）でキリスト教の脅威に直面した幕府が、ポルトガルとの南蛮貿易で入手していた白糸を、オランダから確保できることを確認した上で、ポルトガル船の来航を禁止しようとしていることを考察することが要求されている。

江戸時代の日欧外交史を確認しておこう。

＜徳川家康の日欧関係と朱印船貿易＞

1600 年、オランダ船リーフデ号が豊後に漂着した。徳川家康は、リーフデ号の航海士であったオランダ人のヤン=ヨーステン（耶揚子）と、水先案内人であったイギリス人のウィリアム=アダムズ（三浦按針）を外交顧問とした。1609 年、オランダは、ヤン=ヨーステンの尽力で平戸に商館を設置し、1613 年、イギリスも、ウィリアム=アダムズの尽力で平戸に商館を設置した。

また、徳川家康は、貿易を奨励し、日本船の海外渡航を保護したため、将軍の渡航許可証である朱印状を持参した朱印船といわれる貿易船が、安南（現在のヴェトナム）、カンボジア、シャム（現在のタイ）、ルソン（現在のフィリピンのルソン島）に渡航した。朱印船は、島津家久や有馬晴信などの大名や、長崎の末次平蔵、摂津の末吉孫左衛門、京都の角倉了以・茶屋四郎次郎らの商人により派遣された。輸入品は、東南アジアの港などで

明の商人と行った出会貿易で入手した中国産生糸や、砂糖・鮫皮・鹿皮などのアジア産の物資、及び、ヨーロッパ産の毛織物の一種であるラシャなどで、輸出品は、主に銀であった。なお、当時の日本の銀輸出額は、世界の銀産出額の３分の１であった。また、朱印船貿易の進展に伴い、海外に移住する日本人も増加し、東南アジア各地に日本町が形成された。

1609 年、スペインのルソン前総督ドン=ロドリゴが上総に漂着したので、翌 1910 年、帰国する際、徳川家康は、スペイン領ノビスパン（現在のメキシコ）との通商を求めて、京都の商人田中勝介を同行させた。田中勝介は、アメリカ大陸に渡った最初の日本人とされる。一方、1613 年、仙台藩主の伊達政宗は、ノビスパンとの貿易を開くため、藩士の支倉常長をノビスパン・スペイン・イタリアに派遣した。しかし、この慶長遣欧使節は、目的を果たせずに帰国した。

＜糸割符制度とポルトガル＞

ポルトガルは、マカオを拠点に、海禁政策をとる明とアジア諸国との間で中継貿易を行っていた。日本とポルトガルとの南蛮貿易も、事実上は、ポルトガルの行う日明間の中継貿易が中心で、日本の主要な輸入品は、明産の高級生糸である白糸であった。ポルトガルは、長崎に白糸を持ち込んだが、その際、日本人同士が競争して価格を競り上げてしまうので巨利を得ることができた。

そのため、1604 年、江戸幕府は、直轄都市である京都・堺・長崎の特定の商人に糸割符仲間を作らせて価格決定権を与え、輸入生糸を一括購入させ、仲間構成員に分配させる糸割符制度を定めた。いわば、糸割符仲間による輸入生糸の「窓口一本化」を行ったので、事実上、価格決定権をポルトガルから奪い、ポルトガルの利益独占を排除した。また、1631 年には、同様に直轄都市である江戸・大坂の商人が糸割符仲間に加わり、五ケ所商人と呼ばれた。

＜江戸幕府のキリシタン禁教政策と日欧関係＞

江戸幕府は、キリスト教の布教がポルトガルやスペインの侵略を招く恐れがあること、当時、キリシタン（切支丹）と呼ばれたキリスト教徒の宗教的団結が幕府の統一を阻害することを警戒した。そのため、２代将軍徳川秀忠は、1612 年、幕領に禁教令を発令し、翌 1613 年、全国に拡大して信者に改宗を強制した。また、1614 年には、高山右近をマニラに追放するなど、約 300 人のキリスト教徒をマニラやマカオに追放した。また、1922 年、２代将軍徳川秀忠は、長崎で宣教師や信者 55 名を処刑する、元和大殉教と呼ばれる弾圧を行った。

一方、1616 年、ヨーロッパ船の寄港地を平戸と長崎に制限し、1624 年にはスペイン船の来航禁止が命じられた。また、1631 年には、海外渡航船は、将軍が発行する朱印状の他に、老中が発行した渡航許可証である老中奉書を必要とする奉書船制度が定められた。

そして、1633 年、奉書船以外の海外渡航禁止が命じられ、1635 年、日本人の海外渡航と

帰国禁止が命じられ、朱印船貿易は断絶した。

島原城主の松倉氏や天草領主の寺沢氏の圧政やキリシタンへの弾圧に対し、1637 年、肥前の島原・天草地方のキリシタンの土豪や農民らが島原の乱（島原・天草一揆）と呼ばれる蜂起を起こした。約３万人の一揆勢は、益田（天草四郎）時貞を首領にして原城址に籠って抵抗したが、翌 1638 年、幕府は老中松平信綱を派遣し、約 12 万人の兵力を動員して鎮圧した。

島原の乱（島原・天草一揆）の鎮圧後、1639 年、幕府は、ポルトガル船の来航禁止を命じた。また、1641 年、オランダ商館を平戸から長崎の出島に移転させ、長崎奉行の監視下に置き、のちに「鎖国」と呼ばれる海禁政策をとることになった。

⑸ 1639 年，幕府は，長崎に使者を派遣してポルトガル船の日本来航禁止を申し渡すことにした。幕府は，この決定を諸大名にも伝えて警戒を呼びかけた。

参考文（５）からは、1639 年、幕府は、ポルトガル船の来航禁止を断行し、この決定を諸大名に伝えて警戒を呼び掛けたことを読み取ることが求められている。

その上で、島原の乱（島原・天草一揆）でキリスト教の脅威に直面した幕府が、ポルトガル船の来航禁止を断行し、キリスト教の禁教や貿易の統制を目的に、いわゆる「鎖国」体制とよばれる海禁政策を確立したことを確認することが要求されている。また、この外交政策を周知させること、及び、ポルトガル船の来航禁止に伴う、ポルトガルの報復や宣教師の密航を警戒し、沿岸警備の強化を全国の大名に呼び掛けたことを考察することが要求されている。

＜解答の作成＞

解法をまとめると、

設問 A は、

①「長崎やポルトガル船に対する幕府の政策」については、1633～39 年、幕府は、いわゆる「鎖国」体制を構築するために、政策を進展させていったという基本的知識を確認する。

②参考文（１）からは、1633 年の奉書船以外の渡航禁止とポルトガル船に対する諸規定の制定を確認し、参考文（３）からは、1635 年、日本人の海外渡航・帰国を全面的に禁止したことを確認するとともに、同年、中国船の寄港地を長崎に限定したことを想起する。そして、参考文（２）からは 1636 年、ポルトガル人の長崎出島への移住、参考文（３）からは、同年のポルトガル人の子孫の追放を確認する。

③「島原の乱の影響」については、参考文（４）から、1637～38 年の島原の乱によって、幕府がキリスト教の脅威に直面したことを想起するとともに、幕府が、従来、ポルトガルから輸入していた白糸を、オランダから供給することが可能かどうかを確認して、ポルトガル船の来航を禁止に踏み切ったことを考察する。

設問Ｂは、

①幕府がこれまでと異なり、「ポルトガル船の日本来航禁止」という政策を「広く大名に知らせた」理由について、幕府が、この措置によって、キリスト教の禁教や貿易統制を目的に、「鎖国」体制といわれる海禁政策を確立したことを想起し、この政策決定を諸大名に周知させる意図があったことを考察する。

②参考文（５）に「ポルトガル船の日本来航禁止」の決定を「諸大名に伝えて警戒を呼びかけた」とあることから、この措置に反発するポルトガルの報復や、宣教師の密航を警戒するため、幕府が諸大名に対し、沿岸警備の強化を呼び掛けたことを考察する。

＜解答の骨子＞

上記の内容を踏まえ、解答の骨子を示してみよう。

設問Ａは、島原の乱でキリスト教の脅威に直面した幕府が、オランダからの白糸の確保を確認した上で、ポルトガル船の来航を禁止したことを述べればよい。

設問Ｂは、「鎖国」体制を確立した幕府が、ポルトガルの報復を警戒して沿岸警備の強化を大名に呼びかけたことを述べればよい。

第４問

寄生地主と小作農について考察する問題である。史料と図表を読解・熟読し、その内容や示唆するものを読み取って、問題の要求に沿って論じることが要求されている。

設問Ａは、1873～1916 年の小作地の比率の変化について問う問題である。

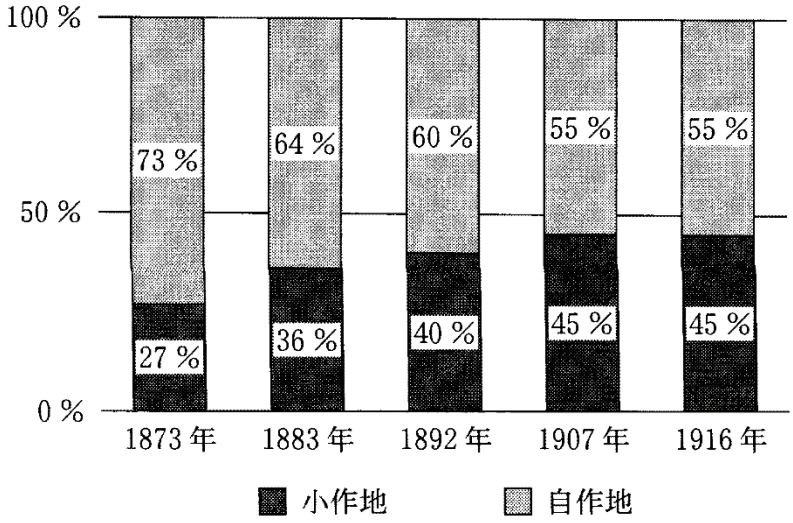
設問Ｂは、1941～45 年の地主と小作農の収益配分の変化をもたらした政策的意図について問う問題である。

土地に対する権利を考察する場合、前近代と近代とでは全く異なるものだということをまず確認する必要がある。

「職」とは、職務に伴う土地からの収益権であるが、古代から中世の荘園制においては、土地に対する権利の在り方が、「本家職―領家職―荘官職―名主職―作人職」のように重層的に体系化していたので、「重層的な職の体系」とよばれた。近世の幕藩体制においても、将軍―大名知行制の下で将軍から御恩として知行地を供与された大名―検地帳に登録されて耕作権は与えられたが剰余生産物を年貢として納入する義務を負う本百姓、すなわち、「将軍―大名の領地（藩）―本百姓が耕作権を持つ土地」というように、土地に対する権利が重層化していた。

設問Ａは、図１にみられるような、1873～1916 年の小作地の比率の変化の要因について考察することが要求されている。

図１　小作地と自作地の比率



（古島敏雄編『日本地主制史研究』）

本問の図１（「小作地と自作地の比率」）は、古島敏雄編『日本地主制史研究』（岩波書店、1958 年６月 20 日）の 332 頁にある「地方別小作地比率の変遷」と題する表の中にある「全府県」の統計から作成したものとみられる。小作地率が、1873 年には 27%、1883 年には 36%、1892 年には 40%、1907 年には 45%、1916 年には 45%と変化している。

資料１　1873 年１月地所質入書入規則(大意)

- 所有地を担保として金銭を借り入れ，かつ，その所有地を引き続き耕作し，その収益から借入金の利息を貸し主に支払うことを書入（かきいれ）という。
- 書入した土地は借り主が耕作しているので，その土地の地租および地方税は借り主が納付する。
- 借入金を返済せずに，書入した土地を借り主から貸し主に引き渡すときには，貸し主が新しい地券の発行を申請し，以後，地租と地方税を納付する。

資料１（「1873 年１月地所質入書入規則」）からは、①地租改正で土地所有権を獲得した自作農などの土地所有者が、所有地を担保に借金した場合、そのまま所有地を耕作し、貸主に借金を返済すること。②借金の借主である自作農などの土地所有者が地租と地方税を納付すること。③借金の借主である自作農などの土地所有者が借金を返済できなかった場合、貸主である地主や高利貸資本が新しい地券の発行を申請して、その土地の所有権を獲得し、地租と地方税を納付すること。という３点が規定されていることを読み取ることが求められている。

その上で、江戸時代に土地の耕作権は与えられたが、剰余生産物を年貢として収奪されていた本百姓は、明治初期においても、年貢を明治政府に納入していたことを想起し、1873 年の地租改正において、年貢負担者は、明治政府より土地所有権を認められ、土地所有者となったが、江戸時代の年貢と変わらない過重な負担の地租を課せられたことを確認する。また、高率の地租を課せられた自作農は、松方財政といわれるデフレ政策において困窮して没落する一方、一部の地主が、没落した自作農の土地を集積したので、寄生地主制が進展していったことを考察することが要求されている。

1870 年代から 1910 年代の小作地比率の変化を考察する場合、まず、地租改正と松方財政について再確認する必要がある。

＜地租改正＞

1871 年、明治政府は、田畑勝手作の禁を解禁し、翌 1872 年、田畑永代売買禁令を廃止し、江戸時代の土地に対する規制を解除した。そして、地券を年貢負担者（耕作権を持つ元の本百姓）に交付し、地券所有者に不動産として土地所有権を確認した。その上で、1873 年、明治政府は地租改正条例を発令した。

地租改正の目的は、重層的な土地領有関係である封建的土地領有制を解体し、一元的な土地私有である近代的土地所有制度を確立すること、及び、近代的税制を確立して安定した財源を確保することにあった。前近代は、一つの土地に何重にも権利が重なっていたが、近代的土地所有制度とは、ひとつの土地の所有者は１名であり、その土地の所有者が自らの土地を売却することにより、所有地を自由に処分する権利を持つ制度のことである。

課税基準は、江戸時代は、石高（検地帳に記載されて公定された土地の生産力）であったが、地租改正以後は、地券に書かれている法定地価（実際に売買されている市場価格の地価ではない）となり、税率も、五公五民（四公六民）から、法定地価の３％となった（1877 年に 2.5%、1898 年に 3.3%）。また、納税者は、耕作権を持つ本百姓から、地券所有者、すなわち、土地所有者である地主・自作農となった。納税法も、米などの物納から、貨幣による金納に変わったが、小作農が地主に支払う小作料は物納であったので、小作農は米価高騰の恩恵を受けることがなく、物納は小作農にとって不利であった。さらに、明治政府は、「旧来ノ歳入ヲ減ゼザルヲ目的」として、旧来の年貢による歳入が減少しないように地租を設定したので、農民の負担は、基本的には江戸時代と変化がなかった。

＜松方財政＞

1881 年以降、松方財政といわれる大蔵卿（1885 年に太政官制が廃止され、内閣制度が成立して以降は大蔵大臣）松方正義によるデフレ政策が施行された。松方財政は、いわば、農民を犠牲にして、財政を再建して、資本主義の基礎をつくった政策であった。

当時の明治政府の歳入の約８割は、地券に記載されている法定地価を基準とした定額金納地租であった。それは、不換紙幣の乱発によるインフレで高騰している実際の地価を基準としたものではなかったので、インフレによる物価上昇に伴う貨幣価値の下落により、

歳入の大半を占める定額金納地租は実質的に減少したので、政府の財政は悪化の一途をたどっていた。

そのため、大蔵卿松方正義は、民権派の地租軽減の厳しい要求によって地租増徴は不可能な情勢であったので、酒造税など間接税の増徴により歳入の増加を図った。また、軍事費を除く徹底的な緊縮財政を行い、1884 年には、大蔵卿大隈重信の提案で、赤字部門の官営事業を厳しい条件を付けて民間に売却しようとしてほとんど実現しなかった、1880 年に制定された工場払下げ概則を廃止して、軍事工場と鉄道を除く官営事業の払下げを推進した。そして、歳入の余剰で不換紙幣の整理（紙幣整理）を進め、市中に出回る貨幣量を減少させて貨幣価値を上昇させ、定額金納地租をその大半とする歳入を実質的に増加させて財政を再建した。

しかし、松方財政の影響は農民を直撃した。デフレ政策により、米価や繭価は暴落し、定額金納の地租は実質的に上昇したので、農民は二重の打撃を受けた。そのため、自作農は土地を地主に売却して政府に地租を納め、自らは小作農へ転落していくか、貧民として都市に流出していった。一方、貸金業などを兼業する一部の大地主は、貸金のかたに、没落した自作農の土地を集積したので、農民層分解が急速に進行し、寄生地主制が大きく進展した。このことを、図１（「小作地と自作地の比率」）において、1873 年に 27%であった小作地の比率が、1883 年には 36%まで急増していることからも読み取ることが要求されている。

また、松方財政とよばれるデフレ政策に際して、土地を集積し、高率現物小作料を収奪した寄生地主に資金が集中する一方、没落した農民は貧民として都市に流入して低賃金労働力となったので、ここに資本と労働力が創出され、資本主義の基礎が形成されていった。やがて寄生地主は、小作料の収奪により蓄積した富を資本として、自ら製糸業などを経営して資本家になったり、蓄積した富を企業へ株式投資したりした。

松方財政の自由民権運動への影響としては、経営難・生活難により運動から脱落する豪農や豪商が増加したが、他方、没落・困窮した農民は、自由党急進派とともに蜂起したので、1884 年の秩父事件など激化事件が続発していった。

＜小作地比率の変化＞

図１（「小作地と自作地の比率」）を見ると、1873 年に 27%とであった小作地比率が、1883 年に上昇し、1883 年に 36%であった小作地比率が、1892 年に 40%に上昇していることことがわかる。このことから、松方デフレを機に、零細自作農が小作農に転落する一方、大地主は、没落した自作農の土地を集積し、自らは耕作から離れて農業経営を行わず、収奪した高率現物小作料に収入を依存する寄生地主となっていったことが考察できる。

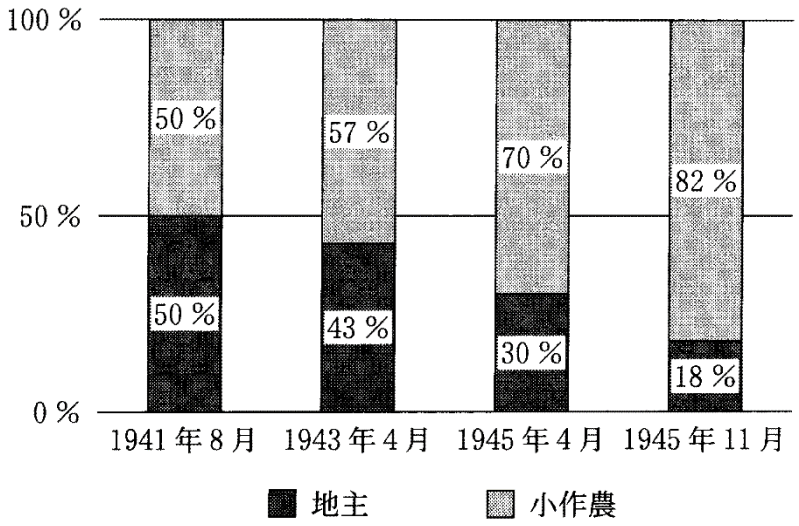
また、図１（「小作地と自作地の比率」）からは、1892 年に 40%であった小作地比率が、1907 年に 45%に上昇していることが見て取れる。1890 年代に寄生地主制がさらに進展した背景としては、1890 年代には都市の人口が増加し、米の需要は高まり、米価が上昇していったことがある。地租の基準は、市場価格の地価ではなく、地券に記載されている法定

地価が基準（1877 年からは法定地価の 2.5%）であり、地主が納入する地租は定額金納であった。その上、小作料は物納であったので、米価の上昇は地主の利益を増大した。一方、小作農は地主に高率の現物小作料を収奪されていたので、米価の上昇は小作農の利益にはならなかった。その上、物価の上昇は農具・肥料や生活必需品の高騰を招き、零細自作農や小作農は困窮したので、大地主の土地集積と零細自作農の小作農への没落が進んで農民層分解を促したので、寄生地主制はさらに進展した。

しかし、図１（「小作地と自作地の比率」）からは、1907 年に 45%であった小作地比率が、1916 年も同様に 45%であり、小作地比率が停滞していることが分かる。それは、寄生地主が小作料収入をもとにさらに小作地を集積するよりも、収奪した高率現物小作料を資本として企業を起こして資本家になったり、株式に投資するなどしたりして、資本主義との結びつきを深めていく傾向を持ったからであった。すなわち、寄生地主が小作料収入を工業や株式に投資したので、地主の土地集積が停滞し、小作地比率が停滞したのであった。

設問Ｂは、図２にみられるような、1941～45 年の地主と小作農の収益配分の変化をもたらした政策的意図について考察することが要求されている。

図２　地主と小作農の間の収益配分の変化（米の政府買上価格引き上げと生産奨励金交付の効果，概算）



（『岩波講座　日本経済の歴史　5』）

本問の図２（「地主と小作農の間の収益配分の変化」）は、深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座　日本経済の歴史　第５巻―現代１　日中戦争期から高度成長期（1937－1972）』（岩波書店、2018 年１月 26 日）の 56 頁にある「小作地からの収穫米がもたらす粗収益の地主と小作農との間の配分」と題する表から作成したものと考えられる。地主と小作農の収益配分比率が、1941 年８月は地主 50%・小作農 50%、1943 年４月は地主 43%・

小作農 57%、1945 年４月は地主 30%・小作農 70%、1945 年 11 月は地主 18%・小作農 82%と変化している。

このことから、急激に地主の収益配分が減少する一方、小作農の収益配分が急増していることを読み取ることが求められている。

その上で、日中戦争（1937～45）の長期化の中で構築された総力戦体制の下で、アジア・太平洋戦争（1941～45）における戦争目的、及び、敗戦に伴う食糧難への対処のため、地主の利益を抑えても食糧増産を図った政府の政策的意図を考察することが求められている。

＜総力戦体制＞

1937 年に全面戦争化した日中戦争は長期化・泥沼化したので、軍事費は増大していき、軍事物資の輸入急増により、国際収支は悪化の一途を辿った。また、増税と赤字国債（公債）の発行により、インフレーションは進行していった。このような日中戦争の長期化が、日本における総力戦体制の構築の背景となったのである。

第一次世界大戦の経験により生まれた戦争の形態を、総力戦と言う。総力戦体制とは、戦争の勝敗は、軍隊による戦闘のみで決するものではないと捉え、国家の経済力・技術力・産業構造・労働力の動員などを効果的に結合させ、国家が国民の総力を動員する、いわば、国家が「戦争の歯車」となって動くような状態を構築する体制を意味する。

そのため、国家は、戦争遂行のために、経済・文化・思想などあらゆる部門を統制し、国民を監視しながら、国民生活を徹底的に管理し、戦争目的に全国民を動員することを図った。

総力戦体制の構築を図るためには、軍需の優先と民需の抑制が進められた。そのため、1937 年９月、第一次近衛文麿内閣は、臨時資金調整法を制定して軍需産業への優先的資金供給を図り、同月、輸出入品等臨時措置法を制定して貿易の統制を行った。一方、翌 10 月、内閣直属機関として企画院を設立し、革新官僚や幕僚将校とよばれる軍事官僚などに、総動員計画や生産力拡充計画などを立案させたので、企画院は、総力戦体制における「経済の参謀本部」といわれた。

＜国家総動員法と戦時統制＞

1938 年４月、第一次近衛文麿内閣は国家総動員法を制定した。「国防目的」の達成のために、「人的・物的資源」を統制・運用する権限を政府に与える法律である。勅令とは天皇の名による政府の命令のことだが、同法によって、政府（内閣）は、帝国議会の承認なしに、勅令によって経済・国民生活を統制することが可能となり、広範な権限を有するようになったのである。

このことは、立法機関である帝国議会が、自らが有する立法権の主要な部分を行政機関である政府（内閣）に渡す、委任立法・授権立法の性格を持つことを意味した。そのため、「議会は内閣に白紙委任状を渡した」とか、「議会の自殺行為」との批判も受けることになった。とはいえ、国家総動員法に基づき、国民徴用令・賃金統制令・価格等統制令・生

活必需物資統制令などの各種統制法令の発令が、次々に実行されていったので、帝国議会の地位や議会内の政党の地位は、急速に低下していった。

また、国家総動員法の第二十条には、「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得
2　政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ国家総動員上支障アルモノノ発売及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得」と規定されていた。国家総動員法の成立により、経済の統制のみならず、言論・出版の自由などの人権も剥奪されていったのである。大日本帝国憲法においても、「臣民ノ権利」は、天皇の恩恵として「法律ノ範囲内」に限定されていたとはいえ認められていた。しかし、国家総動員法によって、その「臣民ノ権利」さえ、「国家総動員上必要アル」とみなされたら、一片の勅令によって、政府（内閣）が好きなように剥奪することが出来るようになってしまったのだ。

1939 年７月、平沼騏一郎内閣により、国民徴用令が出された。召集令状である「赤紙」を用いた「赤紙召集」に対して、「白紙召集」ともいわれたが、いわゆる「白紙」1 枚で、一般国民を強制的に軍需産業に動員できるような体制が構築されたことになる。このことは、「職業選択の自由」すら、政府は奪うことが出来るようになったということを意味した。

しかし、国家総動員法の法案が出されると、戦後の日本社会党のルーツとなる無産政党（労働者と農民の利害を代表する政党）の社会大衆党は賛成に回った。それは、国家総動員法が、国家によって財閥などを統制できる側面を持つと評価したからであった。一方、当初は、財閥や、戦後の自由民主党のルーツとなるブルジョア政党（資本家と地主の利害を代表する政党）である立憲政友会や立憲民政党の中には、資本家や寄生地主の持つ権益や既得権が制限されるという危機感から反対する者も多く出た。

帝国議会において、社会大衆党の西尾末広議員は、「ムソリーニの如く、ヒツトラーの如く、あるひは、スターリンの如く大胆に進むべき」と、国家総動員法の制定を進める近衛首相の支持を表明した。しかし、ソ連共産党の「スターリン」の文言が、立憲政友会や立憲民政党から問題視され、衆議院議員を除名されることになったが、ここには、くしくもファシズムとスターリズムの親和性が露呈する様相が示されている。なお、西尾末広は、戦後、日本社会党の書記長になった社会党右派の中心人物であったが、1960 年、安保闘争に反対して日本社会党を分裂させ、民主社会党を結成して、その初代委員長となった。

1939 年 10 月、陸軍大将を首班とする阿部信行内閣は、価格等統制令を制定し、値上げを禁止して公定価格制を実施したが、物資不足で、実際には闇取引・闇価格が生じた。また同月、賃金臨時措置令が制定され、１年間の賃上げ停止が定められる一方、地代家賃統制令が制定され、統制経済の下で地代・家賃が統制された。

また、同年 12 月、阿部信行内閣は、小作料統制令を制定し、食糧の増産・確保のため、地主の利益を抑えても、総力戦体制の構築のための増産を図り、小作料引上げの停止を行ったのである。

一方、1938 年 4 月、第一次近衛文麿内閣は、電力国家管理法を制定し、国策会社として日本発送電株式会社を設立し、国家による電力会社の管理を強化して私企業への国家統制を推し進めた。ここに、強大な半官半民のトラストが作られたことになるのである。戦後、日本発送電株式会社は解体され、現在の北海道電力・東北電力・東京電力・中部電力・北陸電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力に分割された。

1938 年 7 月、第一次近衛文麿内閣の下で、産業報国会の結成が進められた。産業報国会の目的は、労資対立と労働争議をなくし、労働者を戦争に動員することにあった。半官半民の労資協調機関である協調会を中心に、産業報国連盟が結成され、産業報国連盟の下、特別高等警察の指導により各工場・職場に産業報国会が結成されていった。そして、1940 年、全国組織の大日本産業報国会が結成され、すべての労働組合は解散させられたのである。

資料 2　1938 年 4 月農地調整法(大意)

地主は，事情もなく小作料を滞納するなど小作農側に信義に反する行為がない限り，小作契約を解約したり小作契約の更新を拒否したりすることはできない。

資料２からは、小作農に信義に反する行為がない限り、地主による、農地貸借権の解約、及び、農地貸借権の更新の拒絶が禁止されていることを読み取ることが求められている。

その上で、日中戦争の長期化を背景に総力戦体制の構築を図る第一次近衛文麿内閣が、小作農の賃借権の強化などを規定した農地調整法を制定し、地主の利益を抑えても米の増産を図ったことを考察することが要求されている。

総力戦体制の下で、農業生産増進策と農産物の統制が進められ、1938 年４月、第一次近衛文麿内閣は、自作農の創設と小作争議の防止を目的に、農地調整法を制定し、地主・小作関係の調整を図った。同法は、地主に対する小作農の権利を初めて明文化した法律であり、小作農の賃借権の強化が規定された。

なお、1945 年 12 月に農地調整法は改正され、翌年 1946 年２月から幣原喜重郎内閣により第一次農地改革が着手されたが、在村地主の小作地を５町歩も認めるなど地主に有利な内容であったため、ＧＨＱ（連合国軍総司令部）に拒絶された。そのため、同年 10 月、第一次吉田茂内閣は、農地調整法の再改正と自作農創設特別措置法の公布によって第二次農地改革を断行した。また、農地調整法は、1952 年の農地法の制定により廃止された。

資料３　1941 年 11 月農林次官通牒(大意)

米の政府買上(かいあげ)価格の引き上げや，自作農と小作農への生産奨励金の交付により，米の生産が有利になるため，農業経験の乏しい地主が小作契約を解約して自作しようとするなどの恐れもある。そのような行為は食料増産のためにあってはならず，また農地調整法に照らしても認められないので，特に適切な措置を講じる。

資料３からは、米の政府買上価格の引き上げや、生産奨励金の交付が行われたこと、そのため、米の生産が有利になるので、地主が自作化する恐れがあるが、政府は食糧増産上認められないと通達していることを読み取ることが求められている。

その上で、アジア・太平洋戦争の開戦という情況の中で、東条英機内閣が、生産奨励金という自作農と小作農に対しての補助金制度についての通達を行い、食糧の増産を図っている意図を確認する。また、地主の自作化による小作地の取り上げを抑制する農地調整法の趣旨を重んじた意味や、戦争遂行上不可欠な食糧増産のために、生産奨励金も小作農に手厚く配分して、小作農の利益配分率を増加させ、小作農を保護する政策をとっていた意図を考察することが要求されている。

1939 年４月、平沼騏一郎内閣が米穀配給統制法を制定し、米の集荷機構を政府の統制下に一元化し、11 月、米穀供出制を制定し、政府による米の強制買上げが始まった。1941 年４月、第二次近衛文麿内閣が米穀配給通帳制を制定し、一人に１日２合３勺の米を配給する米の配給制を実施した。また、1941 年８月、第三次近衛文麿内閣は、生産奨励金の交付を決定し、生産奨励金という補助金制度を創設した。

1942 年 2 月、東条英機内閣が食糧管理法を制定し、食糧の国家管理に関する個別法令を集大成し、戦後まで続く食糧管理制度を確立した。戦争継続のためには、明治以降、貴族院や立憲政友会・立憲民政党のようなブルジョア政党を基盤に政界にも大きな影響力を持ち、自らの権益を維持していた寄生地主の利害を抑え、小作農の利益配分を多くしても、食糧の増産が喫緊の課題であったのである。

なお、1939 年の小作料統制令は、「小作料の適正化」が掲げられ、不当な小作料の引上げは抑制されたが、寄生地主層の反対などがあり、小作料の引下げや金納化の規定は実現されず、小作料率にも大きな変化はなかったので、地主・小作関係を変えるものではなかった。むしろ、1941 年から導入された、生産奨励金という補助金の制度が地主と小作農との収益配分に大きな影響を与えたのである。

＜解答の作成＞

解法をまとめると、

設問 A は、

①資料１から、地租改正により、耕作権を持っていた年貢負担者に土地所有権が認められ、近代的土地所有制度が確立したこと、借主である自作農などの土地所有者が債務を返済できない場合、土地所有権は貸主である地主などが獲得することを読み取り、地租改正の内に寄生地主制が発展する基礎的条件があったことを考察する。

②図１から、1873～83 年、1883～1892 年の小作地比率の急増を読み取り、その上で、1880 年代、松方デフレにより、米価の下落と定額金納地租の実質的上昇という二重の打撃を受けて自作農が没落したこと、及び、その一方で、地主が没落した自作農の土地を集積したので寄生地主が増加したことが、小作地比率の急増の要因であったことを考察する。

③図１から、1892～1907 年の小作地比率の上昇を読み取り、その上で、1890 年代の都市人口の増大に伴う米の需要拡大による米価の上昇により、定額金納地租を納入する地主の利益を増大させたこと、及び、その一方で、小作料を米の物納で支払う小作農には米価の上昇は利益に結びつかず、かつ生活必需品の上昇が零細農・小作農の生活を圧迫したので、農民層分解が促進され、寄生地主制が進展したことが、小作地比率の上昇の要因であったことを考察する。

④図１から、1907～1916 年の小作地比率の停滞を読み取り、その上で、寄生地主が、収奪した小作料収入を更なる小作地の集積にあてるよりも、株式などに投資する傾向を示したことが、小作地比率の停滞の要因であったことを考察する。

設問 B は、

①資料２からは、小作農の賃借権の強化が規定されていることを読み取り、その上で、農地調整法を制定することにより、地主の利益を抑えても小作農を保護して食糧増産を図ることが、政府の政策的意図であったことを考察する。

②資料３からは、政府が、米の買上価格の引き上げや生産奨励金の交付を実施したこと、及び、地主による小作地取り上げを警戒していたことを読み取り、その上で、生産者米価の優遇措置や、小作農に手厚い補助金制度が実施されたことを想起して、地主の利益を抑えても小作農を保護して食糧増産を図ることが、政府の政策的意図であったことを考察する。

③図２から、1941 年８月～1945 年 11 月の小作農の収益配分の急増を読み取り、その上で、総力戦体制の下で、アジア・太平洋戦争における戦争目的、及び、敗戦に伴う食糧難への対処のために、地主の利益を抑えても小作農を保護して食糧増産を図る政府の政策的意図が存在したことが、小作農の収益配分の急増の要因であったことを考察する。

＜解答の骨子＞

上記の内容を踏まえ、解答の骨子を示してみよう。

設問Ａは、地主が松方デフレなどを通して土地を集積して寄生地主制が進展した過程や、地主の株式投資などで小作地比率が停滞したことを述べればよい。

設問Ｂは、総力戦体制の下、地主の利益を抑えても小作農の収益分を増加させて米の増産を図る、政府の政策的意図について述べればよい。

Ⅱ．合否を分けたポイント

第１問：太上天皇の政治的立場と天皇・官人の関係（60 字＋120 字＝150 字）

第 1 問

次の(1)～(5)の文章を読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(イ)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

(1) 大宝令によって，朝廷の位階や官職の仕組みが整えられたが，この仕組みは，要職を占める五位以上の官人が特権的な待遇を受けるものであった。彼らの多くは，古くから天皇に奉仕してきた畿内の有力氏族であった。

(2) 孝謙天皇は，758 年に淳仁天皇に譲位したが，しばらくして淳仁天皇と対立すると，国家の大事は孝謙太上天皇が自らおこなうことを宣言した。これを不満とする藤原仲麻呂が反乱を起こすと，孝謙太上天皇はこれを鎮め，ついで淳仁天皇を廃して再び天皇となった。

(3) 平城天皇は，809 年に嵯峨天皇に譲位したが，しばらくすると平城京に遷(うつ)って国政への意欲を強めたため，政治的混乱が生じた。嵯峨天皇は，兵を動かして混乱をおさめ，平城太上天皇は自ら出家した。そののち嵯峨天皇は 823 年に淳和天皇に譲位すると，内裏から離宮に居所を移して隠棲(いんせい)した。

(4) 平安京に遷都して以降，官司の統廃合が積極的におこなわれたほか，大学の制度を改変して学問を奨励し，優秀な者は家柄によらず中央や地方の要職に採用するなど，令制に定められた官人制度の改革がおこなわれた。

(5) 嵯峨天皇の弘仁年間(810～823)には，平安宮の諸門の呼び名が中国風に改められた。また中国唐の儀礼を参考に朝廷の儀礼を整え，『内裏式』などの儀式書が編纂された。このとき，天皇に対する拝礼の作法が，日本の古い習俗を起源とするものから中国風のものに改められた。

設　問

A　9 世紀前半に，太上天皇の政治的立場は大きく変化した。それはどのようなものか。2 行以内で述べよ。

B　9 世紀前半に，天皇と官人との関係は，どのように変化したか。奈良時代までとの違いに留意しつつ，4 行以内で述べよ。

＜問題の要求＞

設問 A は、9 世紀前半に大きく変化した太上天皇の政治的立場について、60 字以内で述べることが要求されている。

設問 B は、9 世紀前半に変化した天皇と官人の関係について、奈良時代までとの違いに留意しつつ、120 字以内で述べることが要求されている。

＜ポイント＞

設問A

＜太上天皇の政治的立場＞

①令(大宝令･養老令･律令)の規定

②天皇と同様の権限(天皇と同様に政治に関与)

＜太上天皇の政治的立場―9 世紀前半の変化＞

①太上天皇と天皇の対立

＊平城太上天皇の変(薬子の変)

②嵯峨天皇譲位後

＊太上天皇は政務に関与しないようになった

B設問

＜官人―奈良時代＞

①ヤマト政権の有力氏族

＊律令国家で貴族となる(五位以上の位階を持つ)

＊官位相当制の下で重要な官職につく

＜天皇と官人の関係―奈良時代＞

①官人は天皇に奉仕

＜官人―９世紀前半の変化＞
①文章経国思想の浸透
②文人官僚の登用
③大学別曹の設置
　＊貴族は子弟を官僚として養成

＜天皇と官人の関係―９世紀前半の変化＞
①儀礼の唐風化
　＊法制の整備
　＊格式の編纂
②官僚制が機能
　＊天皇個人の能力と関係なく政務が機能
　＊幼少の天皇も登場
③天皇の神話力の喪失
　＊氏族が天皇に奉仕する関係の喪失

＜解答＞
Ａ太上天皇は令の規定で天皇と同様の権限を持ち、薬子の変など天皇との対立も生じたが嵯峨天皇譲位後は政務に関与しなくなった。(60 字)

Ｂ奈良時代、ヤマト政権の有力氏族が律令国家の貴族となり天皇に奉仕した。９世紀前半、文章経国思想が浸透して文人官僚が登用され、天皇の力と関係なく官僚機構は機能し、儀礼の唐風化と相俟って天皇の神話力は失われ、氏族が天皇に奉仕する関係も喪失した。(120 字)

第２問：東大寺再建と源頼朝の協力（90字＋60字＝150字）

第 2 問

東大寺の再建に関する次の(1)～(4)の文章を読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(ロ)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

(1) 朝廷は，1180年に焼失した東大寺の再建を，人々から広く財物の寄付を集めておこなうこととした。その責任者に任じられた重源は，宋に渡った経験もあった。

(2) 重源は，後白河院から庶民に至る広範な人々に寄付をよびかけた。これを受けて藤原秀衡は奥州産の金の寄付を約束し，源頼朝は米や金，絹など，たびたび多額の寄付をおこなった。

(3) 大仏の鋳造は当初，技術者不足で難航していたが，重源は，宋から来日していた商人で，技術にも通じていた陳和卿を抜擢し，これを成功させた。また伽藍の造営には大仏様とよばれる建築技法が用いられた。

(4) 1191年，頼朝は周防国で伐り出された材木を翌年中に東大寺に運搬するよう，西国の地頭に命じた。さらに1194年には，畠山重忠や梶原景時ら有力御家人たちの責任で仏像や伽藍を造営するよう命じた。

設　問

Ａ　東大寺再建に用いられた技術の特徴について，その背景にふれながら，2行以内で説明せよ。

Ｂ　源頼朝は東大寺再建にどのように協力したか。頼朝の権力のあり方に留意しつつ，3行以内で説明せよ。

＜問題の要求＞
設問Aは、東大寺再建に用いられた技術の特徴について、その背景にふれながら、60字以内で述べることが要求している。
設問Bは、源頼朝が東大寺再建にどのように協力したかを、頼朝の権力のあり方に留意しつつ、90字以内で述べることが要求されている。

＜ポイント＞
設問A
＜東大寺再建の背景＞
①平重衡による東大寺焼討ち

＜東大寺再建に用いられた技術の特徴の背景＞
①日宋貿易の盛行
　＊僧侶(商人)の宋への往来
②入宋した重源の勧進

＜東大寺再建に用いられた技術の特徴＞
①大仏様
　＊宋の建築様式
　＊豪放・雄大
②陳和卿
　＊宋の工人の技術
③写実的な彫刻
　＊運慶(慶派･奈良仏師)

設問B
＜源頼朝の東大寺再建への協力＞
①源頼朝は多額の寄付
②源頼朝は修造に協力

＜源頼朝の権力のあり方＞
①源頼朝は東国政権を構築
　＊鎌倉幕府の確立過程
　＊奥州藤原氏との対抗
　＊朝廷より守護・地頭設置を認められる

②御家人との主従関係

＊御恩として御家人に地頭職を補任

＊奉公として御家人に修造を担わせる(関東御公事として担わせる)

＜解答例＞

Ａ平重衡に焼打ちされた東大寺は、日宋貿易の盛行する中、重源の勧進により、宋の建築様式や宋の工人の技術を用いて再建された。(60 字)

Ｂ東国政権を構築する源頼朝は、奥州藤原氏との対抗もあり国家事業の東大寺再建に多額の寄付を行い、御恩として地頭職を補任して主従関係を結んだ御家人に、奉公として東大寺の修造を担わせた。　(90 字)

第３問：江戸時代の「鎖国」政策（90字＋60字＝150字）

第 3 問

次の(1)～(5)の文章を読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(ハ)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

(1) 1633年，幕府は，長崎へ赴く奉行に命令書を出した。その第1条～第3条は，奉書船以外の海外渡航禁止，日本人の海外渡航禁止，海外在住5年以上の日本人の帰国禁止を規定し，第6条～第16条は，長崎に来るポルトガル船とその貿易に関わる諸規定であった。

(2) 1634年には，前年と同一内容の命令書が出された。この年から長崎では，貿易に従事するポルトガル人を収容する施設として出島の築造が開始され，1636年，彼らは出島に移された。

(3) 1635年の命令書は，第1条～第3条で，日本船と日本人の海外渡航禁止，海外在住日本人の帰国禁止を規定した。第6条～第16条は，前年までとほぼ変わりがなかった。1636年の命令書には，長崎の町に残っていたポルトガル人の血縁者を追放する規定が追加されたが，来航ポルトガル船とその貿易に関わる諸規定は前年と変わりがなかった。

(4) 島原の乱(島原・天草一揆)鎮圧後の1638年から翌1639年にかけて，幕府は，江戸参府中のオランダ商館長に対して，ポルトガル人が日本にもたらしているような商品を，オランダ人は供給することができるかと複数回尋ねた。

(5) 1639年，幕府は，長崎に使者を派遣してポルトガル船の日本来航禁止を申し渡すことにした。幕府は，この決定を諸大名にも伝えて警戒を呼びかけた。

設　問

A　この間，長崎やポルトガル船に対する幕府の政策は，どのように転換したか。島原の乱の影響を考慮しつつ，3行以内で述べよ。

B　(5)において，幕府が，それまでと異なり，政策を広く大名たちに知らせたのは，何のためだったと考えられるか。2行以内で述べよ。

＜問題の要求＞

設問Aは、1633～39年の長崎やポルトガル船に対する幕府の政策の転換について、島原の乱の影響を考慮しつつ、90字以内で述べることが要求されている。

設問Bは、ポルトガル船の日本来航禁止の政策を、幕府が、従来と異なり、広く大名に知らせた理由について、60字以内で述べることが要求されている。

＜ポイント＞

設問A

＜長崎やポルトガル船に対する幕府の政策―島原の乱以前＞

①1635年

＊中国船を長崎に限定

＊日本人の海外渡航･帰国禁止

②1636年

＊ポルトガル人を出島に移住

＜島原の乱の影響＞

①島原の乱

＊キリスト教の脅威に直面

＜長崎やポルトガル船に対する幕府の政策―島原の乱以後＞

①従来はポルトガルから白糸(中国産生糸)を輸入

②オランダからの白糸(中国産生糸)の確保を確認

③1639年

＊ポルトガル船の来航禁止

＊開港地を長崎に限定

＊オランダ船と中国船の長崎来航のみ許可

④1641年

＊オランダ商館を出島に移転

設問Ｂ

＜ポルトガル船来航禁止を広く大名に知らせた理由―幕府の対外政策＞

①幕府は海禁政策(「鎖国」体制)の確立

　＊キリスト教禁教を目的

　＊貿易統制を目的

＜ポルトガル船来航禁止を広く大名に知らせた理由―警戒＞

①ポルトガルの報復を警戒

②宣教師の密航を警戒

③沿岸警備の強化を全国の大名に呼び掛けた(命じた)

＜解答例＞

Ａ幕府は中国船の来航を長崎に限定し、ポルトガル人を出島に移住させた。島原の乱によりキリスト教の脅威に直面すると、オランダからの白糸の確保を確認した上でポルトガル船の来航を禁止した。(90 字)

Ｂ禁教と貿易統制のため、「鎖国」体制を確立した幕府は、ポルトガルの報復を警戒し、沿岸警備の強化を全国の大名に呼び掛けた。(60 字)

第４問：寄生地主と小作農（90字＋90字＝180字

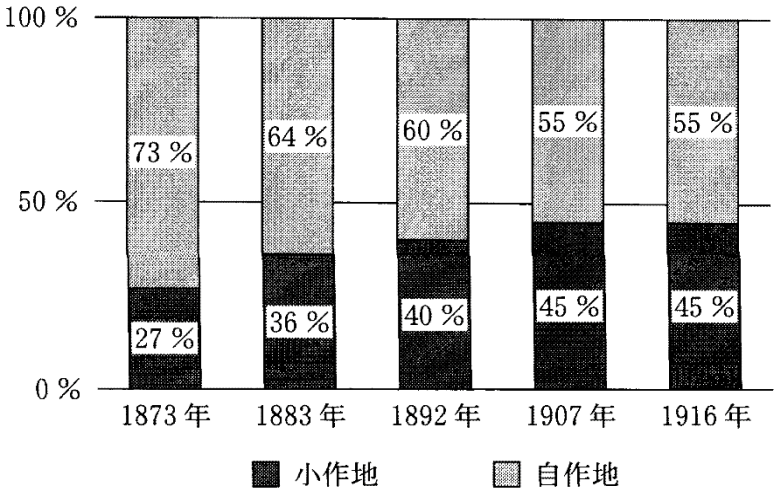
第 4 問

近代の土地制度は1870年代と1930～1940年代とに大きく変化した。1870年代前半には農地売買が自由化され，農地を担保に借り入れた資金を返せない際に，土地所有権を移転することも容易になった。貸し主にとっては安全に貸せるようになり，借り主にとっては農地を担保として資金を借り入れやすくなった。一方，1930年代後半から1940年代前半には，農地改革に先立ち，地主の権利への規制が強められた。これらに関する以下の資料と図とを読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(二)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

資料１　1873年１月地所質入書入規則(大意)

- 所有地を担保として金銭を借り入れ，かつ，その所有地を引き続き耕作し，その収益から借入金の利息を貸し主に支払うことを書入(かきいれ)という。
- 書入した土地は借り主が耕作しているので，その土地の地租および地方税は借り主が納付する。
- 借入金を返済せずに，書入した土地を借り主から貸し主に引き渡すときには，貸し主が新しい地券の発行を申請し，以後，地租と地方税を納付する。

図１　小作地と自作地の比率



(古島敏雄編『日本地主制史研究』)

◇M5(718—85)

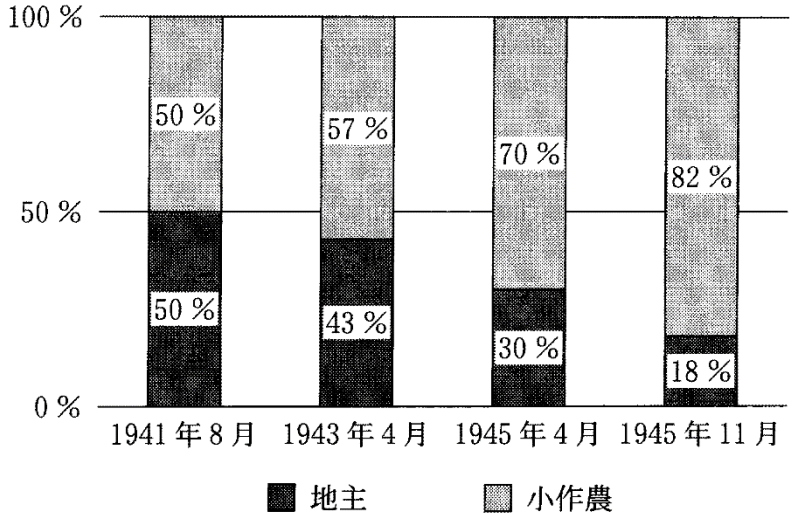
資料 2　1938 年 4 月農地調整法(大意)

地主は，事情もなく小作料を滞納するなど小作農側に信義に反する行為がない限り，小作契約を解約したり小作契約の更新を拒否したりすることはできない。

資料 3　1941 年 11 月農林次官通牒(大意)

米の政府買上(かいあげ)価格の引き上げや，自作農と小作農への生産奨励金の交付により，米の生産が有利になるため，農業経験の乏しい地主が小作契約を解約して自作しようとするなどの恐れもある。そのような行為は食料増産のためにあってはならず，また農地調整法に照らしても認められないので，特に適切な措置を講じる。

図 2　地主と小作農の間の収益配分の変化(米の政府買上価格引き上げと生産奨励金交付の効果，概算)



(『岩波講座　日本経済の歴史　5』)

設　問

A　小作地の比率は図 1 のように変化した。その要因を 3 行以内で述べよ。

B　図 2 に見られる収益配分の変化はどのような政策的意図によってもたらされたか。3 行以内で述べよ。

◇M5(718—86)

＜問題の要求＞

設問Ａは、1873～1916 年の小作地の比率の変化の要因について、90 字以内で述べることが要求されている。

設問Ｂでは、1941～45 年の地主と小作農の収益配分の変化をもたらした政策的意図について、90 字以内で述べることが要求されている。

＜ポイント＞

設問Ａ

＜小作地率の変化の要因→地租改正＞

①1870 年代の地租改正

＊地主は土地所有権を確立

＊寄生地主制発展の基礎ができる

＜小作地率の変化の要因→1880 年代～1890 年代の小作地比率の急増＞

①1880 年代の松方財政

＊大蔵卿松方正義のデフレ政策

＊米価の下落

＊繭価・農産物価格の下落

＊定額金納地租の実質的上昇

②松方財政の影響

＊自作農の没落

＊地主の土地集積

＊寄生地主の増加

＜小作地率の変化の要因―1890 年代～1900 年代の小作地比率の上昇＞

①地主の利益増大

＊定額金納地租

＊米価の上昇

＊高率現物小作料

②小作農・貧農の困窮

＊小作料は物納なので米価上昇は小作農の利益とならない

＊生活必需品価格の高騰は貧農・小作農の生活を圧迫

②寄生地主制の進展

＊農民層分解の促進

＊小作地の比率の上昇

＜小作地率の変化の要因―1900 年代～1910 年代の小作地比率の停滞＞

①農村の困窮

＊地租の増徴

＊農業生産の停滞

④小作地比率の停滞

＊地主の株式への投資

＊地主の工業への投資

＊地主が小作料を資本に企業を起こす

＊地主の土地集積の停滞

設問Ｂ

＜収益配分の変化の背景＞

①日中戦争（の長期化・十五年戦争）が背景

②政府は総力戦体制（戦時経済体制）の構築を図る

＜収益配分の変化をもたらした政策＞

①農地調整法

＊小作農の賃借権の強化

＊小作争議の抑制

②小作料統制令

＊小作料の制限（引上げ禁止）

③食糧管理法（食糧管理制度・供出制）

＊生産者米価の優遇

＊米の政府買上げ価格の引上げ

＜収益配分の変化の政策的意図＞

①米の増産が目的

＊戦争目的

＊敗戦後の食糧難への対処

②地主の利益を抑えても小作農の収益分を増加させる

＜解答例＞

Ａ地租改正で所有権を確立した地主は松方デフレで没落した自作農の土地を集積した。米価上昇や現物小作料は農民層分解を促し寄生地主制は進展したが、地主の株式投資などで土地集積は停滞した。(90 字)

Ｂ日中戦争の長期化を背景に総力戦体制の構築を図る政府は、生産者米価の優遇措置、賃借権の強化、小作料の制限などにより、地主の利益を抑えても小作農の収益分を増加させ、米の増産を図った。(90 字)

Ⅲ．学習対策～学力向上のために

学習対策

＜東大の出題形式＞

基本的には**４題**。すべて論述問題で、形式としては、①**リード文と設問**で構成される問題、②**現代語の参考文**を与え、そこから示唆されるものを読み取り、要求に従って論述する問題、③**史料そのものを読解**して論述する問題、④**グラフ・図表などの数値を読み解き**、要求に従って論述する問題、⑤**絵画や写真を提示して考察**させる問題が例年出題される。

内容としては、東大だからといって、教科書の内容以上の学説的知識を要求している訳ではない。**教科書レベルの基礎的な歴史に対する理解が前提**となるのである。

しかし、**「基礎」とは、「初歩」ではなく**、歴史学習の土台なる、歴史の大きな流れ、各時代の特徴、国際関係のあり方、土地制度への理解、文化と社会の関係、経済の発展に対する理解など、**歴史を考える上で不可欠な基本的歴史認識**であり、はっきり言って、かなりの難題である。

著名な日本史研究者として知られるある東大の教員が、『東大新聞』紙上で、東大を日本史で受験する学生に対してメッセージを送っていた。そこにおいて、彼は予備校や参考書が「**論理まで暗記させている**」と語り、苛立ちをあらわにしていた（筆者もこの苛立ちは正当なものだと共感している)。駿台日本史科においては、このような傾向は否定される共通認識を有しているが、受験界全般では、必ずしも、そのようではではない事が残念な現状である。

こうした傾向を反映してか、東大日本史の論述対策においてすら、**「論理」の丸覚えや、形式論理学的な「論理」の安易な積み重ねで高得点となると勘違いしている受験生が増加している**のは事実である。もし、これで歴史を理解したつもりになったり、あるいは、「論理」らしき物を暗記し、積み木遊戯のように、それを重ね合わせた程度で、論述問題など「事足れり」と思い込んでしまったりしたならば、その段階で合格など程遠いことを先ず自覚す可きである。

東大入試の『日本史』では、先ず、**歴史の基本的な理解**や、そのために必要かつ十分な**歴史的知識が要求**されている。そして、その**「理解」や「知識」を駆使**して、設問で与えられた**歴史的事実を斟酌し、歴史の像を再構成**させる。そのことを通して、受験生の歴史に対する「理解」や「知識」のみではなく、**仮説を立てる論理力や潜在力**までを問うているのである。

設問においては、参考文・史料・グラフ・図表・写真等が多用されるが、結局、それらを利用・応用し、答案として**論述する内容**は、**基本的な歴史的知識に裏付けられた、歴史に対する理解力**である。それ故、解答例だけを見て、「基本的な知識」と、「論理の暗記」で対応できると身びいきに誤解する向きが出てしまうのだが、これは稚拙な事である。

また、東大日本史の入試の典型的パターンの一つとして、受験生の基礎的な知識や、基本的な理解を前提に、史料や、参考文などを提示して、**受験生の「知らない」、歴史の**

「見方」＝「学説」を再構成させる問題がある。もちろん、受験生に、「学説」その物への知識や理解を要求している訳ではないので、その点は余計な心配をする必要は無い。受験生はその「学説」を知らなくてかまわないし、出題者の側も、受験生が「知らないこと」を「期待」して問題を作成しているのである。何故ならば、このような問題は、**受験生の歴史的思考力を問う**ために工夫を凝らして作成されているからである。

＜東大の出題分野＞

出題される時代に関しては、**第１問**が**古代**（まれに**原始・古代**）、**第２問**が**中世**、**第３問**が**近世**、第４問が**近代**、若しくは**近現代**（戦前と戦後）というのが基本的パターンである。東大は戦後史を出題しないという「伝説」が流布されていたが、近年は近現代という形式で出題されており、配点も全体の約 8 分の１と推定される。独立した戦後史の問題は今のところ出ていないが、来年度以降は分からない。「～は出ない」などというのは、主観的な願望に過ぎないので、東大を目指す諸君なら、**原始から現代までの全範囲に取り組む事が不可避**である。

また、各時代とも、**政治史・制度史・外交史・社会経済史・文化史**、及び、それ等の関わりを問う問題や、総合的な問題が満遍なく出題されている。

＜東大の出題内容と学習対策＞

基本的には、**各時代や各時期の特徴**を論じさせ、その理解を問う問題が多い。また、**各時代・各時期の移行期**に関して、その変化の意味を問う問題も最近は増加している。

第１問の**古代史**は、**律令国家の理解**が中心になる。法に基づく官僚機構である律令制度の**制度史的理解**、その**政治史的展開**、律令国家の**地方支配**、律令に基づく**土地制度**とその変質、律令制度の衰退と**籍帳支配**の崩壊、**荘園・公領制**の形成過程などへの理解が問われる。

また、**国際関係**では、前近代における中国を中心とした**東アジアの国際秩序**である**冊封体制への理解**が要求され、日本（倭）と中国・朝鮮との関係、及び東アジア情勢が日本（倭）に及ぼす影響について問われている。

文化史に於ては、各文化の特色を押さえ、**各文化と政治史との関わり**や、**古代仏教史**の展開をしっかりと理解する必要がある。

第２問の**中世史**に於ては、**武家社会の特質、封建制度への理解**が中心となる。先ずは、鎌倉時代と室町時代の政治史的理解が不可欠となる。

例えば、**鎌倉時代**では、**鎌倉幕府**の実態が**御家人の連合政権**である事、初期が「**頼朝独裁**」の時期であった事、承久の乱を経て確立した「**執権政治**」は御家人合議体制である事、宝治合戦・元寇を経て強化され、霜月騒動で確立される「**得宗専制**」が、北条氏の独裁や御内人の専権により御家人の不満を招き、それが後醍醐の挙兵を契機に反北条氏に結実して鎌倉幕府滅亡の要因となること、これらが理解されているだろうか。

室町時代に関しては、**室町幕府**が守護大名の連合政権的性格を持ち、**将軍と守護大名**が「持ちつ持たれつ」の関係にあると同時に、「**抑制と均衡**」の関係にある事、**南北朝の内乱期**、**足利将軍の全盛期**、応仁の乱とそれ以後の**戦国時代**、このような政治史の基本的展開が理解されているであろうか。先ず、この程度をすぐに論じる事が「基礎的理解」として論述問題の解答の前提となる。また、鎌倉時代の武家の社会的結合である**惣領制とその崩壊過程**は頻出である。

一方、**外交史**では、**日宋貿易、元寇、日元貿易、日明貿易、日朝貿易**の知識や、明の**海禁政策との関係**への理解が問われている。また、**社会経済史**では、**武士の荘園侵略**、貨幣経済や**商業の発展**、農業生産力の向上と**惣の形成**、徳政一揆・一向一揆・国人一揆などの**一揆に対する理解**など、**文化史**では、各文化と政治史との関連、**鎌倉新仏教**、仏教と政治や民衆との関係などが繰り返し問われている。

第３問の**近世史**では、**幕藩体制の基本的仕組みに対する理解**が要求される。先ずは、起近世社会を基礎付ける事になる**太閤検地**、武士が在地性を剥奪され生産から遊離する一方、農民は土地に緊縛され生産に従事して剰余生産物を搾取される**兵農分離**、土地の生産力を米量で表示して年貢収奪や知行給与の基準とした**石高制**、石高を基準に知行給与（御恩）し、知行高を基準に軍役などを負担（奉公）させて主従関係の基礎となる**大名知行制**、本百姓体制と**本百姓維持政策**などのしっかりとした理解が要求される。

また、**社会経済史**では、**大坂を中心とした幕藩体制の全国流通機構**への理解が不可欠となる。すなわち、**幕藩領主**は本百姓から**年貢米を収奪**し、家臣に蔵米として知行給与する一方、その他を蔵物として、大坂などの**蔵屋敷で売却・換金**して**財政基盤**とすること、その仕組みが幕藩体制の全国流通機構の形成・整備の基礎となることの理解が問われている。また、**武士と町人・農民との関係**も押さえなければならない。

一方、**制度史**は**江戸幕府の支配機構**、**政治史**は**朝幕関係**や**三大改革**、**文化史**は、その基盤となる**社会経済史との関係**を押さえる事などが要求され、**外交史**は、**「鎖国」体制**と称されてきた、一種の**海禁政策**に対する理解、**朝鮮・琉球・アイヌ民族との交流**に対する理解が問われる。

第４問の**近現代史**は、**近代国家の成立・発展に対する基本的認識**が要求される。特に**立憲体制**の確立過程、**大日本帝国憲法**とその運用に対する**政治史・法制史への理解**が前提となる。また、近年は、地租改正と農地改革、大日本帝国憲法と日本国憲法など、**近代と現代の最重要事項の比較**などが問われている。特に本年は、近代史からの出題はなく、**現代史（戦後史）のみの出題**であった。

また、**社会経済史**では、**地租改正―松方財政―産業革命―資本主義確立と連動する日本資本主義発達史**の深い理解が前提となる。その上で、**金本位制**など金融・貨幣制度、恐慌、**井上財政**や**高橋財政**などを具体的に論述する事が要求される。

一方、**外交史**では、明治期（1868～1912）の日本外交が「**欧米への従属**」と「**アジアへの侵略**」の二重性を持ち、対欧米関係は**不平等条約の改正**、対アジア外交は**朝鮮植民地**

化を軸に展開されていた事の認識が基礎となる。その上で、日中関係・日朝関係・対欧米関係・ワシントン体制・協調外交とその挫折などの詳細な知識と理解が不可欠となる。

さらに、**労働運動史・女性史・教育史**などの論述を通して近代史・現代史の理解を提示させる問題も出題されており、**各テーマを通して近現代史を説明できるように準備**していく必要もある。また、**戦後史**も今以上に出題される可能性は強いのでしっかりと学習する事が肝要である。

＜東大入試に対する基本的取り組み＞

まず、前述した出題傾向の分析をよく理解した上で、**常に「歴史を考える」姿勢で学習**する事が第一である。高校の教科書を読み込んでいく場合も、ひとつの歴史事項に対し、**前提―背景―経過―結果―影響―意義**などを押さえ、それが他の歴史事項とどのような**因果関係**を持っているかを考察しながら読み進んでいくといい。

問題に臨む時は、まず、**問題の「要求」や「指示」を正確に把握**すること。東大の場合、問題の「要求」を完璧に理解した段階で半分以上、すでに解答が出来たと言ってよい問題も多い。ところが、諸君の答案を見ていると、解答欄に見事な歴史に関する記述がなされているのに、「要求」と離れた事が書かれている場合がよくある。これでは加点されるはずが無い事は当然である。

まずは、問題の「要求」部分や「指示」に線を引き、次に必要な場合はそれを「**条件分け**」する（例えば、「影響」を問われたならば、政治的影響・社会経済的要求・対外的影響・文化的影響など、「対外関係」なら、対アジア関係、対欧米関係など)。そして、「指示」に従って「要求」に応えて解答していく。

問題に臨んでも、いきなり解答欄のマス目を埋め始めてはいけない。まず、参考文やグラフ・図表などが提示されている時は、そこから読み取れる事を次々とメモし、それを取捨選択しつつまとめる。

参考文の場合は、各参考文を要約するだけでは不足であり、それが示唆するものを読解し、且つ、それを歴史的表現に置き換える必要がある。その上で、「要求」にしたがって、**「採点基準」を作るように丁寧なメモを作り、そこでじっくり考察し、論述に必要とされる関連事項や具体的な歴史事項を補うとよい**。

もし、10 分間の時間があるとすれば、「採点基準」を作成するようにメモ・まとめを作りながら考察する事に６分間を費やし、書く事をすべて決めた上で、４分間で一気に答案を作成すればよい。本番に臨んでも、あせらず、６対４程度は考察する時間に費やす事。

また、自学習で問題を演習するときは、初期段階では、テキスト・教科書・用語集など何を使って調べてもいいし、時間をかけてもいいので、自分が完璧と思う答案を作ること。特に、**友人同士で答案を検討し合い、議論する事が極めて有効**である。

高校の教科書は、書き込みなどが入ったものは自分のノートと同様なので大切に使用し熟読する事。ただ、同時に、それとは別の他の教科書を通読する事も有効である。

駿台生は、**駿台日本史科の『基幹教材』を熟読する事が最も効果的**である。『基幹教材』は、東大レベルの論述に対応させて、重要な歴史事項に関しては、**前提―背景―経過―結果―影響―意義など詳細に叙述**し、**歴史的思考力を養成するように構成**されている。また、**春期講習―夏期講習―冬期講習―直前講習と連動**する**「東大日本史」**（春期講習は「東大・一橋大日本史」）は、過去問や予想問題の実戦的演習なので、その機会を利用し、しっかりと論述対策に取り組んで欲しい。

＜**駿台の指導体制**＞

高卒生のＥＸ**東大文系演習コース、東大文系コース**では徹底した**東大対策の授業**が行われている。**ＥＸ東大文系演習コース、**及び、**東大文系コースで**は、通常の日本史の授業に加え、**毎週１時間、東大日本史演習の時間**を設け、徹底的・実戦的な指導を行い、極めて高い合格実績を出している。

高校生の**選抜コース**では、前期は週３時間を講義と演習を行い、後期は週３時間を論述問題の演習に当て、極めて高い合格実績を出している。

駿台日本史科の**『基幹教材』**は、東大レベルの論述に対応させて、ひとつの歴史的事項に関しても、前提―背景―経過―結果―影響―意義などを詳細に叙述し、**歴史的思考力を養成**するように構成されている。**『基幹教材』**は、**「日本史前近代Ⅰ」**(333 頁)、**「日本史前近代Ⅱ」**(265 頁)、**「日本史近代Ⅰ」**(271 頁)、**「日本史近代Ⅱ」**(237 頁)、**「日本史現代・テーマ史」**(285 頁)の５冊であるが、これを熟読して学習すれば、最良の対策となり、東大入試の解答も、基本的には、ここからすべて導き出せる。

その他、春期講習では**「東大・一橋大日本史」**、夏期講習では**「東大日本史」(古代・中世)**、冬期講習では**「東大日本史」(近世・近現代)**、直前講習では**「東大プレ日本史演習」(全時代・予想問題)**が設置され、問題演習を通した講義と、徹底した指導が行われている。夏期講習・冬期講習の「**東大日本史**」では、４日間 12 時間で **20 数題**、直前講習の「**東大プレ日本史**演習」では、直前だから可能となる、２日間６時間で **30 数題**の東大の過去問・予想問題の演習・解説が行われ、完成させる。

さらに、2003 年度以降、東大文系コース生を対象に、**“論述力パワーアップ－添削指導システム”**（年６回の添削指導付試験などを実施）を年間カリキュラムに組みこみ、実践的な訓練を一段と強化している。

参考書として、東大受験生は必読なので、早い段階から、**『日本史論述研究―実戦と分析―』**（福井紳一・駿台文庫）に取り組むとよい。同書は、入試に於ける「**論述問題**」を、実戦的に「**読み解く**」ことを通し、重要テーマとなる「**各論**」を押さえつつ、戦後から現代に至る「日本史」を分析し、その**「通史」的理解**を獲得することを目的としている。

題材としては、**東京大学**の「**論述問題**」に臨むための演習として、総合的な観点から最適と判断し、**東京大学の問題**を中心に、**駿台の東大実戦模試**などを用いている。

また、同書は、駿台の長い蓄積と研鑽に裏打ちされた独自の「**採点基準**」を示し、詳細

な「**解説**」を施すことにより、初学者でも、歴史を考察し、理解を試みることを通して、「**満点答案**」を作成することが可能となっていくように叙述されている。

「**採点基準**」を用いて**自己採点**を行うことは、反省点や課題を確認し、更なる実力向上に大きく貢献する。しかし、ここでの「**採点基準**」は、単に自己採点に用いるためだけのものではなく、「**解法**」でもある。問題の要求する**「論点」を把握する力**の養成、それに打ち返す**「論理」を構築する力**の鍛錬、東大入試に必要とされる「**知識**」の豊富化・充実化に資するように作成されているので、「**採点基準**」を丁寧に熟読・分析して自学習することにより、「**満点答案**」作成の道程が見えてくるのである。

過去問の演習と確認には、25 年分の東大入試がすべて収録され、他に類を見ない詳細な解説が施されているので、2018 年に出版された、『**東大入試詳解 25 年　日本史**』（駿台文庫）が最適である。必ず全問を説き、解説を熟読すること。

深い理解が要求される**近代史の対策**としては、『**戦中史**』（福井紳一・角川書店）を勧める。近年は、戦後史の出題も増加し、2016 年は、1960 年代まで出題された。政治・経済・外交などが複雑に絡み合う**現代史の対策**としては、『**戦後史をよみなおす**』（福井紳一・講談社）、『**戦後日本史**』（福井紳一・講談社＋α文庫）を夏までに読み込んでおくとよい。

東大入試・想定採点基準（2023－24）

第 1 問（15 点満点）

A（5 点）

＜太上天皇の政治的立場＞３点要素→２点

令（大宝令・養老令・律令）の規定→**天皇と同様の権限（天皇と同様に政治に関与）**

＜太上天皇の政治的立場―９世紀前半の変化＞４点要素→３点

太上天皇と天皇の対立（薬子の変・平城太上天皇の変）

嵯峨天皇譲位後→**太上天皇は政務に関与しないようになった**

B（10 点）

＜官人―奈良時代＞４点要素→３点

ヤマト政権の有力氏族→**（律令国家で）貴族となる（五位以上の位階を持つ）**

→（官位相当制の下で）重要な官職につく

＜天皇と官人の関係―奈良時代＞１点

官人→天皇に奉仕

＜官人―９世紀前半の変化＞５点要素→３点

文章経国思想の浸透

文人官僚の登用

大学別曹の設置→貴族は子弟を官僚として養成

＜天皇と官人の関係―９世紀前半の変化＞６点要素→３点

儀礼の唐風化（法制の整備・格式の編纂）

官僚制が機能→天皇個人の能力と関係なく政務が機能（幼少の天皇も登場）

天皇の神話力の喪失→**氏族が天皇に奉仕する関係の喪失**

第２問（15 点満点）

Ａ（６点）

＜東大寺再建の背景＞１点

平重衡による東大寺焼打ち

＜東大寺再建に用いられた技術の特徴の背景＞４点要素→２点

日宋貿易の盛行→僧侶（商人）の宋への往来

入宋した重源の勧進

＜東大寺再建に用いられた技術の特徴＞６点要素→３点

大仏様→**宋の建築様式**

→豪放（雄大）

陳和卿→宋の工人の技術

写実的な彫刻→運慶（慶派・奈良仏師）

Ｂ（９点）

＜源頼朝の東大寺再建への協力＞３点要素→２点

源頼朝→**多額の寄付**

→修造に協力

＜源頼朝の権力のあり方＞10 点要素→７点

源頼朝→東国政権を構築（鎌倉幕府の確立過程）

→**奥州藤原氏との対抗**

→朝廷より守護・地頭設置を認められる

御家人との主従関係→御恩→御家人に地頭職を補任

→奉公→**御家人に修造を担わせる（関東御公事）**

第３問（15 点満点）

Ａ（９点）

＜長崎やポルトガル船に対する幕府の政策―島原の乱以前＞４点要素→２点

1635 年→**中国船を長崎に限定**

→日本人の海外渡航･帰国禁止

1636 年→ポルトガル人を出島に移住

＜島原の乱の影響＞３点

島原の乱→**キリスト教の脅威に直面**

＜長崎やポルトガル船に対する幕府の政策―島原の乱以後＞７点要素→４点

従来はポルトガルから白糸（中国産生糸）を輸入

オランダからの白糸（中国産生糸）の確保を確認

1639 年→**ポルトガル船の来航禁止**

→開港地を長崎に限定（オランダ船と中国船の長崎来航のみ許可）

1641 年→オランダ商館を出島に移転

Ｂ（６点）

＜ポルトガル船来航禁止を広く大名に知らせた理由―幕府の対外政策＞４点→３点

幕府→**海禁政策（「鎖国」体制）の確立**

→キリスト教禁教を目的

→貿易統制を目的

＜ポルトガル船来航禁止を広く大名に知らせた理由―警戒＞５点要素→３点

ポルトガルの報復（宣教師の密航）を警戒

沿岸警備の強化を全国の大名に呼び掛けた（命じる）

第４問（15 点満点）

Ａ（８点）

＜小作地率の変化の要因→地租改正＞３点要素→２点

地租改正→地主は土地所有権を確立

→寄生地主制発展の基礎ができる

＜小作地率の変化の要因→1880 年代～1890 年代の小作地比率の急増＞４点要素→２点

松方財政（松方デフレ）→米価の下落（定額金納地租の実質的上昇）

→自作農の没落（農民層分解）

地主の土地集積（小作地比率の急増・寄生地主の増加）

＜小作地率の変化の要因―1890 年代～1900 年代の小作地比率の上昇＞４点要素→２点

地主の利益増大→定額金納地租（米価の上昇・現物小作料）

寄生地主制の進展（農民層分解の促進）

小作地の比率の上昇

＜小作地率の変化の要因―1900 年代～1910 年代の小作地比率の停滞＞３点要素→２点

農村の困窮（地租の増徴・農業生産の停滞）

地主の株式（工業）への投資（地主が小作料を資本に企業を起こす）

小作地比率の停滞（地主の土地集積の停滞）

Ｂ（７点）

＜収益配分の変化の背景＞２点要素→１点

日中戦争（の長期化・十五年戦争）が背景

政府は総力戦体制（戦時経済体制）の構築を図る

＜収益配分の変化をもたらした政策＞６点要素→３点

農地調整法→小作農の賃借権の強化（自作農の創設・小作争議の抑制）

小作料統制令→小作料の制限（引上げ禁止）

食糧管理法（食糧管理制度・供出制）→生産者米価の優遇（米の政府買上げ価格の引上げ）

＜収益配分の変化の政治的意図＞４点要素→３点

戦争目的（敗戦後の食糧難への対処）→米の増産が目的

地主の利益を抑えても→小作農の収益分を増加させる

日　本　史

第 1 問

次の(1)～(5)の文章を読んで，下記の設問A・Bに答えよ。解答は，解答用紙(イ)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

(1) 大宝令によって，朝廷の位階や官職の仕組みが整えられたが，この仕組みは，要職を占める五位以上の官人が特権的な待遇を受けるものであった。彼らの多くは，古くから天皇に奉仕してきた畿内の有力氏族であった。

(2) 孝謙天皇は，758 年に淳仁天皇に譲位したが，しばらくして淳仁天皇と対立すると，国家の大事は孝謙太上天皇が自らおこなうことを宣言した。これを不満とする藤原仲麻呂が反乱を起こすと，孝謙太上天皇はこれを鎮め，ついで淳仁天皇を廃して再び天皇となった。

(3) 平城天皇は，809 年に嵯峨天皇に譲位したが，しばらくすると平城京に遷って国政への意欲を強めたため，政治的混乱が生じた。嵯峨天皇は，兵を動かして混乱をおさめ，平城太上天皇は自ら出家した。そののち嵯峨天皇は 823 年に淳和天皇に譲位すると，内裏から離宮に居所を移して隠棲した。

(4) 平安京に遷都して以降，官司の統廃合が積極的におこなわれたほか，大学の制度を改変して学問を奨励し，優秀な者は家柄によらず中央や地方の要職に採用するなど，令制に定められた官人制度の改革がおこなわれた。

(5) 嵯峨天皇の弘仁年間(810～823)には，平安宮の諸門の呼び名が中国風に改められた。また中国唐の儀礼を参考に朝廷の儀礼を整え，『内裏式』などの儀式書が編纂された。このとき，天皇に対する拝礼の作法が，日本の古い習俗を起源とするものから中国風のものに改められた。

〈近代〉

律令政府 → 日本政府

(1885) 太政官制廃止 → 内閣制度

設問

公卿 → 国務大臣

A　9世紀前半に，太上天皇の政治的立場は大きく変化した。それはどのようなものか。2行以内で述べよ。

〈従来〉令の規定→天皇と同様の権限

〈9C前半〉嵯峨天皇譲位後→政務に関与しないようになった

B　9世紀前半に，天皇と官人との関係は，どのように変化したか。奈良時代までとの違いに留意しつつ，4行以内で述べよ。

〈従来〉官人になった氏族→天皇に奉仕

〈9C前半〉氏族が天皇に奉仕する関係の変質

〈奈良時代〉

天皇(神格化)

(太)
左 右
など公卿

太政官＝律令政府
＝最高行政機関

元ヤマト政権の
有力氏族(藤原・大伴etc)

高い位階 → 貴族(五位以上)

↓

重要な官職

官位相当制

次の帝

〈平安初の頃〉→文章経国思想

天皇(神格化)

儀礼の唐風化→帝の神話力の喪失

(太)
左 右
など公卿

太政官

藤原氏
など有力貴族

文人官僚の
登用

→官僚統制の整備の遅滞

子弟を官僚として養成

(大学別曹→藤原氏の勧学院など)

〈摂関政治期〉

次の帝

皇太子

入内→

天皇(神格化)

(幼少)→摂政として代行
(成人)→関白として後見

外孫

(太)
左 右
など公卿

太政官

指導

5 独占化

藤原氏家

②外戚政策

◇M5(718—78)

他氏排斥
↳ ○文人官僚
○橘氏・大伴氏etc

第 2 問

東大寺の再建に関する次の(1)～(4)の文章を読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(ロ)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

(1) 朝廷は，1180年に焼失した東大寺の再建を，人々から広く財物の寄付を集めておこなうこととした。その責任者に任じられた重源は，宋に渡った経験もあった。

(2) 重源は，後白河院から庶民に至る広範な人々に寄付をよびかけた。これを受けて藤原秀衡は奥州産の金の寄付を約束し，源頼朝は米や金，絹など，たびたび多額の寄付をおこなった。

(3) 大仏の鋳造は当初，技術者不足で難航していたが，重源は，宋から来日していた商人で，技術にも通じていた陳和卿を抜擢し，これを成功させた。また伽藍の造営には大仏様とよばれる建築技法が用いられた。

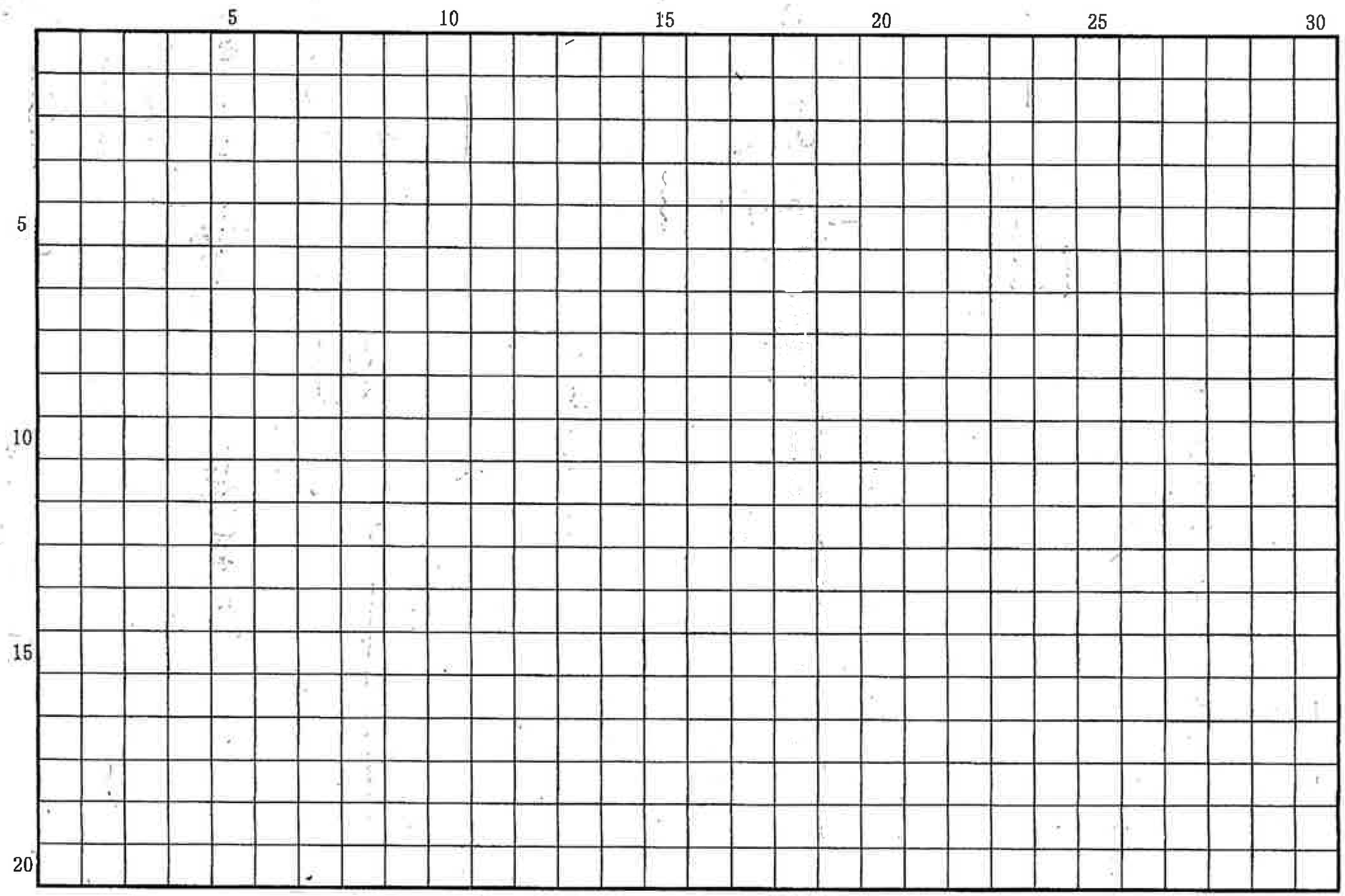
(4) 1191年，頼朝は周防国で伐り出された材木を翌年中に東大寺に運搬するよう，西国の地頭に命じた。さらに1194年には，畠山重忠や梶原景時ら有力御家人たちの責任で仏像や伽藍を造営するよう命じた。

設問

Ａ 東大寺再建に用いられた技術の特徴について，その背景にふれながら，２行以内で説明せよ。

Ｂ 源頼朝は東大寺再建にどのように協力したか。頼朝の権力のあり方に留意しつつ，３行以内で説明せよ。

草　稿　用　紙　（切り離さないで用いよ。）



◇M5(718—82)

第 3 問

次の(1)～(5)の文章を読んで，下記の設問Ａ・Ｂに答えよ。解答は，解答用紙(ハ)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

島原の乱以前

(1) 1633 年，幕府は，長崎へ赴く奉行に命令書を出した。その第 1 条～第 3 条は，奉書船以外の海外渡航禁止，日本人の海外渡航禁止，海外在住 5 年以上の日本人の帰国禁止を規定し，第 6 条～第 16 条は，長崎に来るポルトガル船とその貿易に関わる諸規定であった。

(2) 1634 年には，前年と同一内容の命令書が出された。この年から長崎では，貿易に従事するポルトガル人を収容する施設として出島の築造が開始され，1636 年，彼らは出島に移された。 *(1635) 中国船の来航を長崎に限定 日本人の海外渡航と帰国の全面禁止

(1636) ポルトガル人の出島への移住

(3) 1635 年の命令書は，第 1 条～第 3 条で，日本船と日本人の海外渡航禁止，海外在住日本人の帰国禁止を規定した。第 6 条～第 16 条は，前年までとほぼ変わりがなかった。1636 年の命令書には，長崎の町に残っていたポルトガル人の血縁者を追放する規定が追加されたが，来航ポルトガル船とその貿易に関わる諸規定は前年と変わりがなかった。→ 幕府はポルトガルとの貿易を継続する意向

→キリスト教の蔓延に直面　〈後年〉ポルトガルから白糸を輸入

島原の乱以後

(4) 島原の乱(島原・天草一揆)鎮圧後の 1638 年から翌 1639 年にかけて，幕府は，江戸参府中のオランダ商館長に対して，ポルトガル人が日本にもたらしているような商品を，オランダ人は供給することができるかと複数回尋ねた。

オランダからの白糸の確保を確認 → (1639) ポルトガル船の来航禁止 → 関係地を長崎に限定

(5) 1639 年，幕府は，長崎に使者を派遣してポルトガル船の日本来航禁止を申し渡すことにした。幕府は，この決定を諸大名にも伝えて警戒を呼びかけた。

(1641) オランダ商館を出島に移転

↓

海禁政策(いわゆる「鎖国」体制)の確立

〈目的〉
- キリスト教の禁教
- 貿易の統制

↓

ポルトガルの報復を警戒
宣教師の密航を警戒

↓

沿岸警備の強化も全国の大名に呼びかけ

◇M5(718—83)

設　問

A　この間，長崎やポルトガル船に対する幕府の政策は，どのように転換したか。島原の乱の影響を考慮しつつ，3行以内で述べよ。

B　(5)において，幕府が，それまでと異なり，政策を広く大名たちに知らせたのは，何のためだったと考えられるか。2行以内で述べよ。

(1873) 地租改正 ― 重層的な土地領有関係である封建的土地領有制の解体
― 一元的な土地私有である近代的土地所有制度の確立

寄生地主制の進展

第4問

近代的土地所有制度 ← 自由に使用する権利
← 他人に貸して収益を得る権利
← 売却する権利
} 地主は土地所有権を確立 → 寄生地主制発展の基礎

地主による土地の集積

近代の土地制度は1870年代と1930～1940年代とに大きく変化した。1870年代前半には農地売買が自由化され，農地を担保に借り入れた資金を返せない際に，土地所有権を移転することも容易になった。貸し主にとっては安全に貸せるようにな り，借り主にとっては農地を担保として資金を借り入れやすくなった。一方，1930年代後半から1940年代前半には，農地改革に先立ち，地主の権利への規制が強められた。これらに関する以下の資料と図とを読んで，下記の設問A・Bに答えよ。

日中戦争 ― ヨーロッパ・太平洋戦争 → 総力戦体制

解答は，解答用紙(二)の欄に，設問ごとに改行し，設問の記号を付して記入せよ。

日本も同じ

資料1　1873年1月地所質入書入規則(大意) ← 地租改正 → 近代的土地所有制度の確立

・ 所有地を担保として金銭を借り入れ，かつ，その所有地を引き続き耕作し，その収益から借入金の利息を貸し主に支払うことを書入(かきいれ)という。

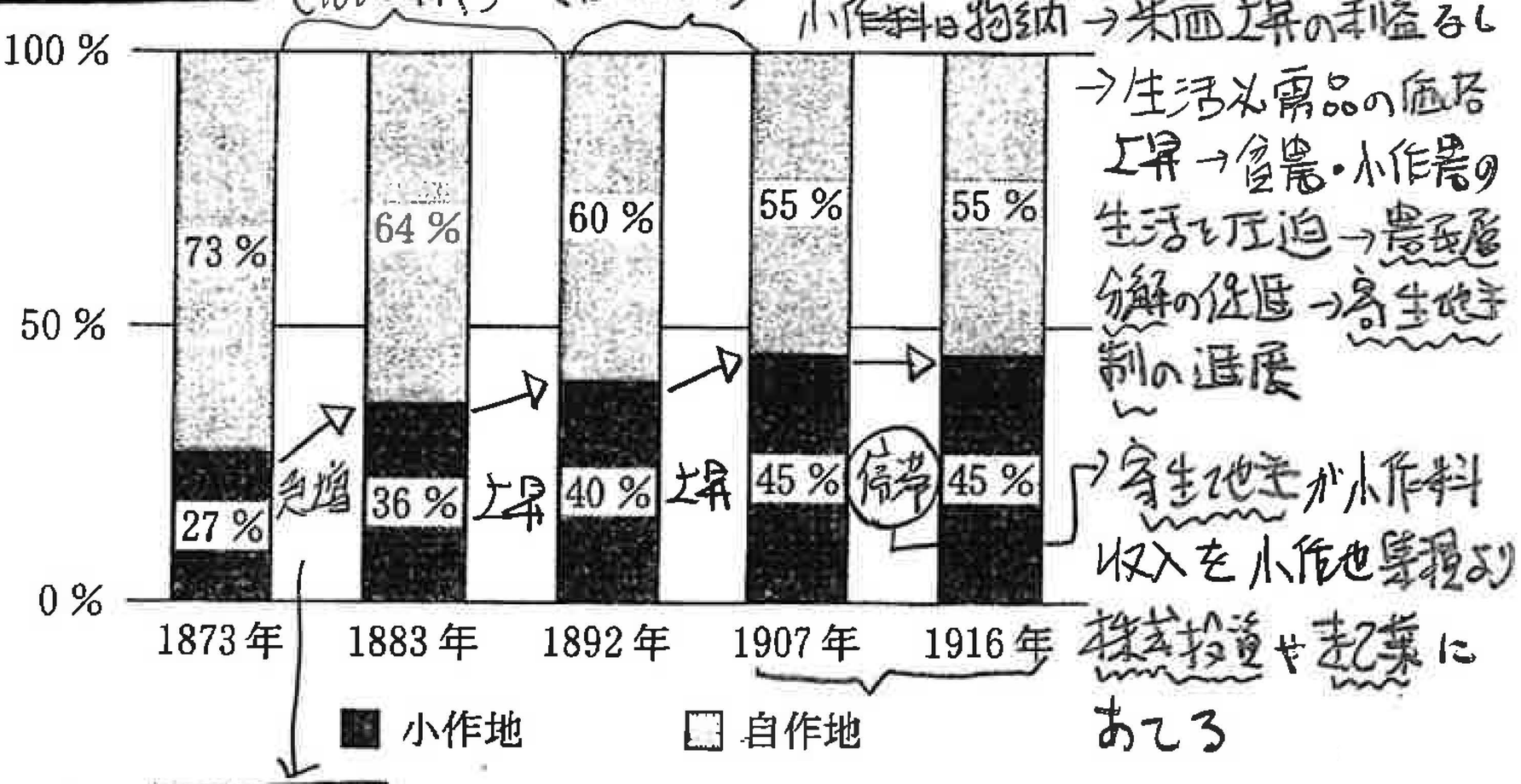
・ 書入した土地は借り主が耕作しているので，その土地の地租および地方税は借り主が納付する。 → 寄生地主制発展の基礎

・ 借入金を返済せずに，書入した土地を借り主から貸し主に引き渡すときには，貸し主が新しい地券の発行を申請し，以後，地租と地方税を納付する。

→ 土地所有者

→ 都市人口の増大 → 米の需要の拡大 → 米価の上昇 → 地主の利益増大
↕ 小作料は物納 → 米価上昇の利益なし → 生活必需品の価格上昇 → 自農・小作農の生活を圧迫 → 農民層分解の促進 → 寄生地主制の進展

図1　小作地と自作地の比率



(古島敏雄編『日本地主制史研究』)

(1880年代) 松方デフレ → 米価の下落 → 定額金納地租の実質的上昇 → 自作農の没落 → 地主の土地集積

〈参考〉地券に記載された法定地価(市場価格の地価ではない)

(1937〜45) 日中戦争 → 総力戦体制

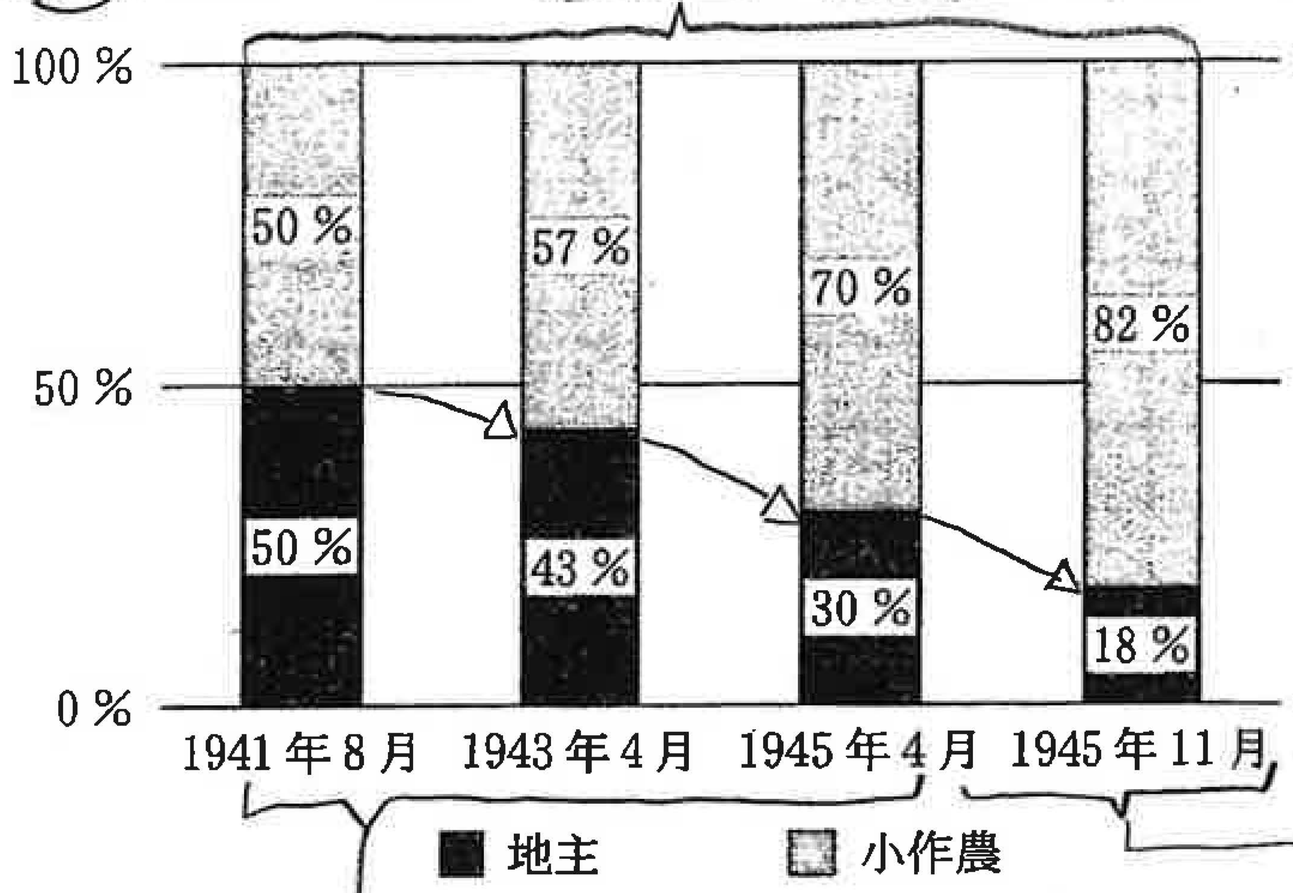
資料 2　1938 年 4 月農地調整法(大意) → 戦争のための食糧増産

地主は，事情もなく小作料を滞納するなど小作農側に信義に反する行為がない限り，小作契約を解約したり小作契約の更新を拒否したりすることはできない。

(1941〜45) 資料 3　1941 年 11 月農林次官通牒(大意)

米の政府買上価格の引き上げや，自作農と小作農への生産奨励金の交付により，米の生産が有利になるため，農業経験の乏しい地主が小作契約を解約して自作しようとするなどの恐れもある。そのような行為は食料増産のためにあってはならず，また農地調整法に照らしても認められないので，特に適切な措置を講じる。

図 2　地主と小作農の間の収益配分の変化(米の政府買上価格引き上げと生産奨励金交付の効果　概算)



(『岩波講座　日本経済の歴史　5』)

設　問

A　小作地の比率は図 1 のように変化した。その要因を 3 行以内で述べよ。

B　図 2 に見られる収益配分の変化はどのような政策的意図によってもたらされたか。3 行以内で述べよ。

◇M5(718—86)